

第11回平成19年9月与謝野町定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年9月6日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時59分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程

- | | | | |
|---------|-----------|--|---------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 議案第 7 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例) | (提案～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 7 6 号 | 与謝野町財産区管理会委員の専任について | (提案～表決) |
| 追加日程 1 | | 年金問題に対する動議 | |
| 日程第 6 | 議案第 7 7 号 | 与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の制定について | (提案説明) |
| 日程第 7 | 議案第 7 8 号 | 政治倫理の確立のための与謝野町町長の財産等の公開に関する条例の一部改正について | (提案説明) |
| 日程第 8 | 議案第 7 9 号 | 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について | (提案説明) |
| 日程第 9 | 議案第 8 0 号 | 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について | (提案説明) |
| 日程第 1 0 | 議案第 8 1 号 | 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について | (提案説明) |
- (以下、資料なし)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

与謝野町第11回平成18年9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ことしの8月は全国的に暑さがことのほか厳しく、猛暑日の続く毎日でありましたが、9月に入りまして少しずつではございますけれども、朝夕涼しさが増してまいりました。初秋のたたくまいを感じる季節になってまいりました。

本日、ここに第11回平成19年9月定例会が招集されました。議員の皆様、理事者並びに執行機関の皆様には、公私とも大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。

本定例会は後ほど提案されますが、本日から10月3日までの28日間で、提案されます議案は平成18年度各会計歳入歳出決算認定を中心とする前28議案の予定となっておりますが、いずれも重要案件だけに真摯な議論を通じ、町民の負託に応えていかなければならないと思っております。

特に本定例会は、決算審査という重要な議会でもあります。しかも与謝野町にとっては、実質的に初めての決算であります。言うまでもなく決算審査は、議会で決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果などを測定し評価する。加えて、その結果を次年度予算編成や行政執行に生かすものであり、極めて重要な意味があると認識するものであります。

会期も長丁場となります。まだまだ厳しい残暑も続くと思います。どうか健康には十分ご留意いただきまして、議員の皆さん方の真摯な議論、活発な議論を展開されますよう期待いたしますとともに、議会運営にも特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、本9月定例会のクールビズを採用しておりますことを申し添えまして、開会に当たってのあいさつといたします。

なお、本日、野田川地域振興課長の平野課長は、病氣療養しておりますので、かわりまして、長島課長補佐が出席させてもらうことを申し添えておきたいと思っております。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから第11回平成19年9月定例会を開催します。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

ご報告いたします。

お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、議案第75号、専決処分の承認を求めることについて、与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例ほか27件であります。以上、28件を上程します。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、5番 小林庸夫議員、6番 家城 功議員。

以上、2名をお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から10月3日までの28日間としたいと思っておりますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月3日までの28日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

それでは最初に、平成19年8月21日開催の市町村議会広報研修会について、議長において閉会中の議員派遣を決定しましたので、まず報告をしておきます。

それでは最初に、一部事務組合議会の報告をしていただきます。

与謝野町宮津市中学校組合の報告をお願いします。

上山議員。

3番(上山光正) それでは、与謝野町宮津市中学校組合議会の報告をさせていただきます。

8月31日4時から、本庁3階の議場におきまして臨時会が開催をされました。

内容につきましては、公平委員さんの任期が10月1日、また教育委員の任期が9月30日で満了するというので、再任のお願いでございました。

公平委員さんには現在就任していただいております坂根功三郎氏、また、教育委員さんには岡田三栄子氏を、全員一致で同意をいたしました。

以上です。

議長(糸井満雄) 次に、常任委員会が行政視察をされておりますので、報告をお願いします。

まず、総務常任委員会の報告をお願いします。

浪江副委員長。

8番(浪江邦雄) それでは、総務常任委員会の視察報告をいたします。

視察日は、平成19年7月5日から6日の2日間。

視察場所は、和歌山県有田川町役場。

視察の目的としましては、行政改革大綱と職員適正化計画、そしてコミュニティバス運行についてであります。

有田川町は紀伊半島の北西部、和歌山県のほぼ中央に位置し、東は紀伊山地、北は長峰山脈、南は白馬山脈に囲まれていて、高野山を源流とする有田川が町の中央部を西に蛇行しながら、有田川流域を形成しています。

平成の大合併が進む中、与謝野町が誕生するちょうど2カ月前の平成18年1月1日に、吉備町、金屋町、清水町が合併して、人口約2万9,000人、面積は与謝野町の3倍以上の351平方メートルで、人口、面積ともに県下で一番大きな町として有田川町が誕生いたしました。

与謝野町もそうであるように、合併、即、財政基盤の強化を意味するものでなく、今後の行財政体制の整備、改革がなければ、行財政面で十分な合併効果を得ることができません。

有田川町では、急速に減少する歳入に対し、歳出の減少は穏やかであり、不足分を補う基金は、平成20年度には底を突き、平成21年度には財政再建団体に陥る可能性があると言われております。この危機的状況を避けるため、行政改革大綱を制定され、平成18年度から平成22年度までの

5年間を実施期間とされました。

大綱の推進目標は、以下の4点を設定されています。

1つ目は、健全な財政運営の推進、2つ目は、シンプルで効率的、発展的な行政運営の推進、4つ目は、職員の意識改革の推進、この4つの推進目標に、それぞれ推進施策を設定し、その施策に156の実施項目と内容を明記され、そして実施検討、目標年度及び目標増減見込額を設定されています。

例えば1つ目に申しあげました健全な財政運営の推進には、歳入の増額の取り組みがあり、実施項目に有料広告の媒体を考え、広告料等財源の確保を図るとあります。広報紙、ホームページへの有料広告を平成20年度に実施するとし、50万円の財源を見込んでいます。

また、歳出総額の40%を占める義務的経費のうち、人件費を抑えるため定員適正化計画を策定されています。合併協議時の職員採用方針は30%補充、10名の退職に対し3名の採用でしたが、急激な財政悪化などから、今後の状況によってはさらなる削減をしていく必要があるとのこと。職員数は合併直前で441人、合併時では409人、平成18年4月1日現在の408人を基準とし、平成23年には17人減し391人とし、27年には357人を目標とされています。

市町合併による期待される合併効果としての行政組織の合理化、効率化を実現するために、与謝野町にとっても定員適正化は取り組まなければならない重要な課題であります。

次に、コミュニティバス運行についてであります。有田川町は南北に13キロ、東西に32キロと東西方向に長く、端から端まで車で約2時間かかるそうです。人口の約半分が西側の旧吉備町に集中しており、人口も微増しています。反対の東側の旧清水町は山間部でもあり、過疎、高齢化が進み、高齢化率45%であるとのこと。

合併前の地域交通の現状は、旧金屋町では、初乗り運賃分のタクシーチケットを、年に1人24枚支給されていました。旧清水町は、福祉バスを運行されており、65歳以上の年齢制限と医療機関に利用と目的を限定、利用料は1回300円と設定されていました。運行は9コースで102キロ、年間1,400人程度の輸送実績がありました。そのような経過から、有田川町ではいろいろと検討され、コミュニティバスの運行を導入されました。導入の目的としては、町内の交通空白地をなくしていく。交流、出会いの場の提供、交通弱者の活動支援、商店街の活性化などあります。

有田川町コミュニティバスは、平成18年4月から5コースを試験運行され、西側の2コースは利用が0人であったため、地元と協議され、現在は運休されています。利用料は1乗車300円、小学生までは半額で、全国平均よりやや高いですが、値段が高くても安くても、例えば0円でも利用人数に大差はないと分析されています。実績は、旧吉備町、旧金屋町コースで年間1,000人、山間部である旧清水町では年間2,500人と多く利用されています。

今後の課題としまして、利用率の向上を目指す取り組みとして、時間設定、委託方法など、また、現在特急対応の駅を改築工事中で、今後、町内の観光資源を生かす交通網の整備をして、観光客への対応、また、利用率の低い路線への維持が上げられておりました。

与謝野町におきましても、現在、地域交通のあり方や、行政改革等について検討がなされています。他の委員の方々のレポートが議会事務局にございますので、ぜひご覧いただき、参考に

していただきますよう申し添えいたしまして、視察報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 次に、産業建設常任委員会の報告をお願いします。

廣野常任委員長。

4 番（廣野安樹） それでは、産業建設常任委員会の視察報告をさせていただきます。

私のところは7月3日、4日と福井県の方に視察に行っていました。

1日目、まず3日の午前中ですが、若狭町の若狭鯖街道、熊川塾の視察に行っていました。ここでは語り部の方に案内をしていただきました。1時間ばかり熊川塾を視察をしてまいりました。ここは重要伝統建造物群と保存地区ということで、選定が平成8年7月9日にされておりまして、選定面積は10.8平方キロということになっております。

それぞれ委員さんから、いろいろとこの視察の内容等につきまして、感想を述べさせていただきますというように思っております。

町並みを守るために電柱を撤去して、道路に色塗りをしたり、水路のところに石垣を積んだり、そして道路舗装をするなど随分工夫がされておりましたということで、住んでおられる方の収入は、ほとんどがサラリーマンということで大分空家も目立っておりまして、これから息の長い検討が必要だなというようなことを上げられておられましたし、このところは、やはり私とこのちりめん街道と特によく似たような形で取り組んでおられたわけですが、来訪者の対応、観光事業への取り組みなどが不足し、諸問題を抱えていると思うというようなことで、随分難しいような取り組みになっておるといようなことがされております。

午後に美浜の三方環境衛生組合に視察に行ってきました。ここでは堆肥肥料の取り組みを実践しておられました。地域支援環境型社会の実現をテーマに、家畜、牛の糞でございますが、これが94%、生ごみが3%、排水汚泥が3%、それぞれで堆肥を生産されておりました。私とこのまめっこ米とよく似たような形で取り組んでおられました。総事業費としては、18億8,700万円ということで、国庫補助が9億4,350万円と、約半数が国庫補助でされておりました。

この堆肥につきましては、堆肥の肥料の優秀賞を受賞されるなど、広くこうした分野では先進的な研究をされておるといようなことで、これからまだ効果的には土壌の作物や何かの影響で、これからどのような効果が出るかということに対しましては、まだ結果が出てないということでした。

それから、そのところと同じところに、これは文教厚生委員会の所管のことですが、溶融炉方式1基で1日22トン、24時間稼働で、処理能力を持った溶融炉方式のごみ処理施設があったわけですが、人口にしては私とことそんなに変わらない2万人前後の町で、約18億5,000万円の事業費で、この施設をつくっておられました。私とこもこういった持続可能な循環型社会を考えて、これからも研究を進めていく必要があるのではないかというように思っております。それと質問をいたしておる中で、CO₂の問題が出ておったわけですが、これにつきましてはまだ担当者の方から明確な回答はいただいております。

それから4日の日でございますが、福井市に泊まりまして4日の日の朝、大野市にいきました。大野市は福井県の東部に位置をいたしておりまして、面積が870平方キロ、森林が約87%

ということで、世帯数にしまして1万2,269世帯、人口が3万9,000人の市でございます。議員の定数は現在20人、平成19年3月に改正をされまして、次回の選挙では18人というようなことになっております。随分議員の数を減らして頑張っておられるなということを感じました。

この大野市につきましては、全国の大野さんという姓を募集をいたしまして、それぞれ大野市のPRをされておったところでございます。この取り組みは、行政の長であります市長が長になって、大野さんという姓の方を全国から集めまして、そうした大野さんの交流を深めまして、大野市の産品PR、そしてアイデアなどを全国にPRしておられるということでございまして、こうしたアイデアは、非常にアイデア的には評価できるかということでございますが、町全体のこの事業としては、随分大きな課題があるというようなことでもございました。

以上でございます。

それと各委員さんからアンケートをいただいておりますので、また見ていただけたらというように思っております。

議長（系井満雄） 次に、広報特別委員会の報告をお願いします。

家城委員長。

6 番（家城 功） 広報特別委員会では8月21日に、先ほど議長からもありましたが、ルビノ京都堀川におきまして、市町村議会広報研修会というのに参加させていただきまして、その足で広報特別委員会の視察研修ということで、愛知県の方に向かしまして、次の日、愛知県大口町の議会広報委員会の方と交流をさせていただきました。

ルビノ京都で行われました広報研修会でもございましたが、深沢徹氏の講演をお聞きしまして、その後、うちの議会だよりを含めました各市町村の議会だよりについてのクリニックということで、うちの議会だよりをいろいろと評価していただきました。

その中でいろいろと問題があるわけですが、特に見出し等のトピックスとか、そういう分野におきまして、やっぱり町民の皆さんが、まずこれが見たいんだというような部分を表に出していくことが大事ではないかということも指摘いただきました。

全体的には、今広報委員を各常任委員会から2名、また副議長に入らせていただきまして7名で取り組んでいるわけですが、全国的には非常にレベルが高い広報紙であるという評価を受けて、気分よく次の日の大口町に出向いたわけですが、こちらの大口町におきましては、ここ数年、全国コンクールで連続入選されとる、非常に広報に力を入れておられる議会でもございまして、常任委員会形式で広報委員会も取り組んでおられます。

うちの広報紙を読んでいただいた中、非常に先生ほめられて気分よくして行ったんですが、ここが悪い、あそこが悪いと非難を非常にようけ受けながら、今後の反省材料ではないかなと思いつつながら帰ってきました。

そういった中で、また委員会を開きまして、議員の皆さんにもお願いをしますが、議会広報に当たる用語集を作成する予定をしております。それに沿いまして、また議員の皆さんのご協力によって、原稿を提出していただきたいと思っております。

報告は以上なんですが、前回の議会だよりにおきまして、数字が一桁違うというまた間違いを犯してしまいました。確認はきちとしないつもりなんですが、なかなかそういうところが目に

つかない傾向がございまして、議会だよりを新しい議会になりまして5回発行させていただいて、毎回おわびの訂正文を入れさせているような状況で、広報委員全員、非常に申しわけない気持ちでいっぱいでございます。次回の今回の議会の広報につきましては、間違いが1つもない、町民の皆さんにいかにか理解しやすい広報紙をつくれるかということに心がけて、一生懸命に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方のご協力をまたよろしく願います。

以上でございます。

議長（糸井満雄）最後に私から、議長会等に関係します報告をさせていただきます。

それでは、まず議長会の方の報告をさせていただきます。

議員の皆さん方には簡単に書きまして、ちょっとお返しをいたしておりますので、参考にしていただきたいと思います。まず第1に、19年度の第3回の京都府町村議会議長会が7月30日、自治会館の会議室で行われました。大変議長会も今は寂しくなりまして、11町村ということになりまして、ことし加茂、木津、それから山城が合併しましたので、今は11でございます。大変寂しい議長会でございますけれども。

協議事項といたしましては、3点ございました。

1つは府政懇談会の件でございます。これは9月13日に平安会館で開催することが決定されておりますけれども、これの実施方法について協議をいたしました。従来は各町村から要望を出していただく、あるいはブロック別に要望を出していただく。そういった中で京都府の方から、それに対する回答をいただいて協議してまいったわけですけれども、町村が非常に少なくなった関係で、ことしは京都府の抱えております課題、また、今いろいろと問題になっております財政の問題等につきまして、京都府の方から説明、提案されまして、それに基づいて各議長で質疑をしていくと、こういう方式に変わりました。約2時間ほどの予定でございますけれども、そういう実施方法でやろうということで決定をいたしております。

さらに次に2点目に、平成18年度の一般会計決算が報告をされておりました。数字は申し上げますけれども、収支159万41円の差引残高ということになっておりまして、その内訳を、1つには50万円だけ19年度に繰り越していこうと。そして残りの109万41円は、財政調整基金に積み立てていこうということにいたしております。さらに財政調整基金積立金の現在高ですけれども、その109万41円を積み立てますと、また19年度に取り崩し予定額304万6,000円を差し引きますと、現在高が予想されるのが1億38万3,580円の残高になるという報告がありまして、以上を議長会といたしましては承認して、総会に提出し、承認を求めるところにいたしました。

以上が、京都府町村議会議長会の内容でございます。

さらに19年度の宮津市と与謝郡の議長会が、8月29日に宮津の総合庁舎第2会議室で開催をされました。この議長会も今合併を私どもはしましたので、宮津市と与謝野町と伊根町の3市町ということになっております。これをいかにか今後するかなということで、廃止も含めて検討を昨年度いたしましたけれども、やはり与謝郡1つということで今後ともやはり連携を深め、あるいは協調し、情報公開をしていこうということで、引き続きこの会議は継続していこうという確認をいたしております。

そういう中で、18年度の事業報告並びに決算がされまして、もう今は各市町からの負担金は

取っておりませんので、差し引き20万6,995円の決算でございました。これを次年度に繰り越していこうということで、19年度もこの与謝郡議長会は継続していこうということで、市町の負担金はもらわないということの中で、継続していくことを申し合わせております。

なお、役員を改選をされまして、これは順番制でございまして、ことしは与謝野町が担当せえということで、私が一応会長ということで拝命いたしました。副会長に伊根町の宮下議長、監事に宮津市の小田議長ということになりました。

その後、勉強会ということも含めまして、まず府政報告ということで、前川副局長の方から京都府の主要施策の推進についてということで報告を受けました。さらに相沢土木事務所長の方から、管内の公共事業の状況について説明を受けました。内容は申し上げませんが、お二方の方から府政報告ということで報告を受け、さらに研修会ということで、多賀府議会の方から京都府議会及び府政を取り巻く状況等について講義を受けました。

以上が、与謝郡の議長会の報告とさせていただきます。

それから3番目に、京都府後期高齢者医療広域連合の議会が7月1日に、京都の国民健康保険連合会で開催をされました。

議員は30人です。内訳は、京都市が4人、宇治市が2人、あと残る13の市、あるいは11の町が各1名ということで、合計30人の議員をもって連合会の議会が開催をされました。このときの議会につきましては、主な議題は、人事案件と専決処分が主な議題でございました。簡単に申し上げますと、議長には京都市の市会議員でございます西脇尚一さんが、議長に選出されました。副議長は京都府の議長会の方から出してほしいという意向がありまして、京丹波町の議長であります岡本議長が選出されました。なお、監事につきましては、京都市を除く市から出してほしいということで、長岡京市の議長であります上田正雄さんが監事に選出をされました。

提出議案につきましては、まず議員提案で会議規則など3件が上程され、承認をされました。

なお、専決処分は事務所の位置を定める条例など27件、また、平成18年度、19年度一般会計予算2件、以上の専決処分が提案されまして、それぞれ承認をいたしております。

さらに提出条例として、定例会の回数を定める条例など6件が提案されまして、これも承認をされております。

さらに人事案件は、副会長など選任案件が4件提出をされました。同意をいたしております。

さらに定例会につきまして申し上げますと、年間2回行うということで、2月と8月に定例会は条例で定めるところにより開催をするということになっておりますが、ことしは特例で1回、11月に開催するというようになっております。

なお、質疑につきましては、同一議題について2回までと、質問については文書で通告、あるいは質疑についても文書で通告ということで、質疑も質問も、この議会は通告制を取っております。これはちょっと特異なところではないだろうかというふうに思っております。

さらに申し合わせ事項として、人事案件については原則として質疑、討論は行わない。あるいは質疑につきましては、会期日の3日前までに通告してください。質疑時間は20分以内。なお質問につきましても、開会日の1週間前までに通告ということで一括質問方式、質問時間は20分以内、関連質問は認めないという申し合わせをいたしております。

別紙広域連合の制度の概要につきまして、資料としてお配りをいたしておりますので、またお

目通しなり、参考にしていただきたいと思います。

そのほか関連するいろいろな議案等につきましては、いちいち申し上げませんけれども、議長室に常備いたしておりますので、またご覧になっていただければ、ありがたいというふうに思っております。

以上、はなはだ簡単ではございますけれども、私の方から議長会以下関係する事項につきまして、報告とさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議員の皆さんおはようございます。

暦も9月に入りまして、朝夕は涼しく感じられるきょうこのごろとなりました。

この夏はこれまでになく暑い日が続き、観測史上まれに見る酷暑となりました。これも地球温暖化の影響による異常気象のあらわれかというふうに懸念をされるところでございます。

本日、第11回平成19年9月与謝野町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、公私ともに大変ご多忙にもかかわらずご参集賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。

現在、町ではご承知のとおり、今後10年間のまちづくりの指針となる町の総合計画の策定を、町民の皆様と行政の協同により、みんなの計画、広がる計画、できる計画を目指して進めているところでございます。

まちづくりの主人公は住民の皆様方であり、特に、次世代を担う若い高校生との意見交歓会を持つなど、町政懇談会のご意見とあわせて生の声を、総合計画に生かしていきたいというふうに考えております。

また、効率的な行財政システムと、持続可能な今後の行財政運営を確立されるため、鋭意、町行政改革大綱の策定を進めているところでございまして、ご承知のとおり8月上旬には大綱の中間案を公表し、住民の皆様のパブリックコメントを今お聞きし、その意見集約を行っているところでございます。

さて、今回の9月定例会に上程いたします議案につきましては、専決処分の承認、人事、条例の制定及び改正、指定管理者の指定、工事請負契約の締結、町道の変更及び認定、平成19年度一般会計及び特別会計補正予算、18年度一般会計及び特別会計の決算認定等の案件、合計28件の議案となります。

各議案の詳細につきましては、後ほど議案提案の中でご説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

その中でも重点事項といたしまして、今回は国、京都府の施策及び制度の改正等を受けまして、合併前に作成しました新町まちづくり計画、及び私のローカルマニフェストに沿いまして、まちづくりの施策の推進の一環として、とりわけ少子化対策、地域医療対策、高齢者・障害者福祉対策を、より一層推し進めていく必要があります、そのための財源を9月補正では盛り込んでおります。

まず、少子化対策の子育て支援策としまして、国の児童手当支給基準の見直し、及び府の乳幼児医療助成制度の助成基準の見直しに伴う制度改正による財源確保。

地域医療対策としまして、医師確保が困難な地域の改善を行い、住民の健康づくりと地域医療体制の充実を図るため、府の地域医療確保奨励金制度の創設に伴う町制度の新設、及びその財源確保。

高齢者、あるいは障害者福祉対策としまして、高齢者・障害者福祉ネットワークの確立を進めることとし、町の地域福祉空間整備、安心どこでもプランに基づく交付金制度の創設。公的介護施設等の整備としての小規模多機能型在宅介護拠点施設への助成、あるいは障害者グループホームを整備するための野田川保健センターの改修事業等、乳幼児あるいは児童から障害者、高齢者まで、安心して暮らすことのできる、そうした居住環境の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、インフラ整備としまして、KTR野田川駅の整備、岩滝地域の平和通り及び岩滝海岸線街路整備、治山事業の谷止め工の建設、地方路線バス運行助成等の産業基盤の充実や、あるいは公共施設等の社会資本の充実に力を注ぐこととしております。

平成18年度の決算状況につきましては、一般会計及び特別会計の総計の収支差し引きは1億150万6,000円の黒字となっておりますものの、平成18年度における財政力指数は0.316、経常収支比率は93.9%、3カ年平均の実質公債費比率は16.4となっており、依然としまして財政基盤のそうした弱い状況でございます。

9月定例会は決算議会でもあることから、新町初めての1年間の総決算をまご審議していただくこととなりますが、先ほど申し上げましたように財政状況は厳しく、行財政運営に予断を許さない現状であるというふうに認識をいたしております。

限られた財源の中で施策事業の費用対効果を見きわめ、創意工夫を行うことにより、最少の経費で最大の効果を生むことができるかを常に考え、住民福祉の向上を図りつつ、健全な行財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

今議会は約1カ月にわたる会期日程の議会となりますが、議員の皆様の活発なご意見、ご議論をいただきますとともに、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、第11回平成19年9月与謝野町議会定例会のごあいさつとさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 次に、日程第4 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第75号 与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例について、専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本年4月に、京都府の乳幼児医療助成費補助金交付要項の一部改正が行われ、補助金の名称が「京都子育て支援医療費助成補助金」に改められました。また、9月診療分からは、入院にかかる対象年齢が小学校卒業までに拡大され、3歳以上小学校就学前の入院外にかかわる一部負担金の上限額が、月額3,000円に引き下げられました。

これらの改正に伴い平成19年9月1日から、与謝野町乳幼児医療費の支給に関する条例、及び与謝野町児童生徒医療の支給に関する条例を統合し、与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例制定を即日実施する必要があり、専決処分を行いました。

このことについては議会の承認を経るべきところ議会を招集する暇がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

新条例は名称を改めますものの、中学校卒業までの現物給付、医療機関等での月額200円の窓口負担などは現行制度のとおりとしております。

条例の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） おはようございます。

町長から条例制定の趣旨説明がございましたので、条例の詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、制定文では、与謝野町乳幼児医療費の支給に関する条例の全部を改正するとしております。

次に、第1条では、次代を担う子供の健康の保持、増進を図るため、子供の医療費支給することにより、健やかに子供を生み育てる環境づくりを進めることを目的としております。

第2条では、医療費の対象となる子供は、出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある乳幼児及び児童生徒で、中学校卒業までを規定するものでございます。

第3条以降は、乳幼児医療費の支給に関する条例、及び児童生徒医療費の支給に関する条例に準じて条文を更正しております。

まず、第3条では、医療費の支給対象者は、町内に住所を有する子供の保護者とし、生活保護世帯や福祉医療費など公費負担により医療費の支給を受ける子供は、対象としないことを規定するものでございます。

次に、第4条は、対象者が医療機関に負担すべき額から規則で定める額、月額200円を控除した額を支給するものとし、対象者にかわって町が医療機関に支払いを行う現物給付について規定するものでございます。

続いて、第5条は、受給者証の交付、並びに医療機関への提示について規定しております。

第6条は、住所、氏名の変更、転出、死亡などの届け出について規定しております。

第7条は、審査支払事務の委託について規定しております。

第8条は、損害賠償を受けたときの賠償額との調整について規定をしております。

第9条は、不正の手段による医療費の返還について規定をしております。

第10条は、支給を受ける権利の譲渡、担保の禁止について規定しております。

また、第11条では、規則への委任について規定をしております。

最後に、附則では、施行期日を本年9月1日とし、与謝野町児童生徒医療費の支給に関する条例は廃止し、8月までの医療費の支給については、従前の例により行うこととしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

- 3 番(上山光正) 質問というより確認になるのかと思いますけれども、この対象者ですね、これは3条の(2)の与謝野町の福祉医療費の支給に関する条例133号なわけですが、その第1条は、重度心身障害者、もしくは母子家庭、そして父子家庭に対して医療費を支給をすることによって、次代を担う子供の健康保持の増進を図るということになるわけですが、今提案では子育て支援医療費の支給条件が、福祉医療費の場合は既に認定の申請をされて、そして7条の規定で交付されている家庭は、対象にはならないというふうに感じるわけですが、対象者の第3条の2、この生活保護法の適用を受けて扶助世帯、それから重度心身障害者家庭、それから母子家庭、父子家庭、これはもちろん今申し上げましたとおり、対象者になるということなんです、そうするとこの条例から外れている健常なと言ったらいいのかわからんですが、ご家庭も9月1日から子育て支援費の恩恵を受ける、こうした家庭はどれくらいあったのかなという点をお尋ねしたいと思います。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

まず、この第3条の対象者で、第2項で生活保護、あるいは福祉医療費、こういったことをうたっておりますが、これらの公費負担を優先をさせて、そしてその残る子供たちについて子育て支援医療費の対象にしようというものでございます。

ただ、先ほども町長の提案説明で申し上げましたように、今回大きく制度が変わるという内容ではございません。極端に申し上げますと、子育て支援医療費に名称が変更になるという程度の改正でございます。したがって、今回のこの条例を制定することによって、対象者が新たにふえるということはありません。

以上でございます。

議長(糸井満雄) 上山議員。

- 3 番(上山光正) そうしますと、別にこれ専決処分にしなくても、この9月定例会で上程されてもよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺の見解がちょっとわかりませんので、ご説明をお願いしたいというふうに思います。

議長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

京都府の乳幼児医療費補助金交付要項が改正になりまして、子育て支援医療費という補助金名称になりました。そういった関係から、京都府の指導につきましても9月1日から子育て支援医療費の受給者証を交付しなさいというようなことがございました。したがって、9月1日以降の診療につきましては、この子育て支援医療費の受給者証を持って受診をしていただくということでございます。

したがって、9月1日から新しい受給者証を使用しようと思えば、9月1日までに専決処分をさせていただいて、その受給者証を使用させていただくということが必要になってまいりましたので、専決処分をさせていただいたものでございます。

議長(糸井満雄) 上山議員。

- 3 番(上山光正) 終わります。

議長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認めます。
これにて討論を終結します。
これより議案第75号を採決します。
本案について、原案のとおり承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第75号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例)は、承認することに決定しました。
次に、日程第5 議案第76号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第76号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

各財産区管理会は管理委員会委員7人で構成され、任期は4年となっております。与謝、滝、金屋、温江、明石、香河及び大江山財産区につきましては、この委員の任期が平成19年9月30日をもって満了するため、与謝野町財産区管理条例第3条の規定に基づき、当該地区の区長から推薦された者について、同条例の規定により議会の同意を求めるものでございます。各氏とも人格高潔で最適任者としてふさわしく、議会のご同意を賜りたく存じます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第76号を採決します。
本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、議案第76号 与謝野町財産区管理委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

議 長（糸井満雄） ここで暫時休憩したいと思います。

今、議場の時計が30分でございますので、45分まで休憩をいたします。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時45分）

議 長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
赤松議員。

10番（赤松孝一） 動議を私を行います。

緊急質問がありますので動議を行います。内容は、年金着服問題であります。

緊急性がある問題なので、緊急質問として皆さん方の同意を求めます。

以上です。

（「異議なし」「賛成」の声あり）

議 長（糸井満雄） ただいま赤松議員から、年金問題に対する緊急動議が提出されました。

内容的には、緊急質問に値する部類ではないかなというふうに思っております。

新聞でも報道され、テレビでも報道されておる町民の関心事であります。

この動議は、数名の賛成者がありましたので成立しました。

したがって、赤松議員の年金に対する動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 年金問題に対する動議を議題とします。

赤松議員。

10番（赤松孝一） ただいまは緊急動議、また緊急質問のご同意をいただきましてありがとうございました。

皆さんもご存じのように、ただいま年金問題が非常に国民の関心の的となっているわけですが、その中で、いわんやこの関係市町村の職員が、年金を着服すると大きな問題が起きています。44市区町村で2億円、社保庁職員で1億4,000万円というふうな多額の着服問題が、ただいま新聞、テレビで報道されています。

そういった中で、私たちの住む与謝野町の名前が、テレビにも新聞にも出ました。中には、京都府岩滝町というふうに発表されたメディアもございますが、多くのメディアは京都府与謝野町（旧岩滝町）でございます。そういった中で、これは9月4日付の毎日新聞でございますが、市町村職員による着服は66年から01年度の間に関し、北海道、青森、秋田、千葉、長崎の道県内の市町村で4件ずつあった。また全49件のうち、今回公表したのが12件で、報道機関の取材で明らかになったケースを除くと、積極的に公表したのは25件、公表したかどうか不明が5件あった。

次ですが、「京都府与謝野町（旧岩滝町）のケースなど2件は、被害金額も判明しなかった」

ということでございます。大変過去の件でございますので、なかなかこのときの顛末をしっかりと把握されてる方は少ないかと思いますが、このようにして現与謝野町の町名が上がりました以上、やはり議会として一定のどのような現状であったのか、現実であったのか、顛末については知らせていただきたいと思いますので質問をいたします。

以上です。

議長（糸井満雄） 答弁願います。

岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

今議員さんがご質問の中で述べられましたように、この年金問題が大変な問題になっておりまして、総務省に設置をされました年金記録問題検証委員会、こちらの方で一定の調査をするというようなことになったようでございます。

したがって、ことしの8月7日に社会保険事務局長の通知文によりまして、これの照会があったということです。ただ、8月14日までにこの回答をせよということで、非常に短い期間の間に、これを提出をするようにという指示があったわけでございます。

そういった中で、過去の問題についてなかなか把握がしきれてないというのが現実でございます。そういった中で旧町の課長等に、このような事案が発生してなかったかということをお私の方から照会をさせていただきまして、その中で旧岩滝町において、そのような事案があったということをお聞きしたものですから、それを社会保険事務局の方へ提出をさせていただいたということでございます。

詳しい内容については、わかりかねる部分があるわけですが、昭和43年2月に岩滝町長の方から京都府の方に報告がされております。その中で昭和42年当時に、こういった事案が発生したということございまして、詳しい内容につきましては、把握がしきれてないというのが現状でございます。したがって、それらにつきましては現在調査中というようなことで、社会保険事務局の方には提出をさせていただきましたが、新聞報道では、それが不明ということで掲載がされたということでございます。

したがって、詳しい内容については把握がしきれておりませんが、その事件が発生したのは昭和42年ごろということでございます。詳しい内容については、今調査中ということで、お許しをいただきたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 私の方から少し補足をしておきたいと思っております。

概略は今、福祉課長がお答えをしたとおりであります。この問題、総務省の検証委員会の方で取りまとめをされまして、9月3日の月曜日に集計の結果を東京の方で、厚生労働省から検証委員会へ報告をされると同時に、マスコミの方にも発表があったと。それを受けて4日の新聞、テレビ等で報道がなされたというのが経過であります。

今、福祉課長がお答えをいたしましたように、昭和40年代の出来事だろうと思うんですが、旧岩滝町におきまして、そういった事案がありまして、その該当の職員につきましては、昭和42年7月31日付で懲戒処分、免職にいたしております。被害金額等は先ほどお答えしましたように、短期間での照会でありましたので、そしてなおかつ合併に伴いまして、ちょうど40年

ほどの前の不祥事でありますし、短期間で探しておったんですけども、間に合わず金額がわからないといをことで報告をしておりますけども、関係書類が出てきましたので、現在、旧岩滝の職員を中心に詳細を調べております。とりあえず、今お答えできますのは、大体以上でございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） それでは40年ほど前ということでございまして、当時の該当職員は懲戒免職で処分したということをお聞きしましたが、被害金額が不明であると。これも関係書類等がだんだん出揃っているということでございますので、できるならば今会期中に、その判明した部分をご報告願いたいというふうにお願いをいたします。いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 間もなく調査ができると思いますので、今会期中には報告させていただきたいと思ひますし、現実そうした数値がはっきりとしましたら、それも社会保険庁の方へきちっと届けたいというふうを考えております。

1 0 番（赤松孝一） 以上、終わります。

議 長（糸井満雄） これにて緊急質問は終了とさせていただきます。

次に、日程第6 議案第77号、与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第77号 与謝野町地域医療確保奨学金の貸与に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、京都府が京都府北部の医師確保困難地域で勤務する意思がある者に、研修または就学等に要する資金を貸与し、地域医療従事医師の養成、確保を図るための制度を制定したことを受けまして、町でも同様の制度を制定するものでございます。

ご承知のように、北部地域の医療機関は、先生の高齢化や診療科の専門化に伴い、従事医師は年々減少する傾向にございます。こういった中で、公的医療機関の医師確保は、地域住民の病氣治療や健康づくりにはなくてはならない存在でございますので、有利な奨学金制度の創設により、長期的に医師の確保を図るものでございます。

条例の詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは、地域医療確保奨学金の貸与に関する条例案についての詳細説明をさせていただきます。

概要につきましては先ほど町長が申し上げましたとおり、京都府北部地域の医師確保困難地域で、医師として勤務する思いのある方に、研修、就学に要する資金を貸与するものでございます。

これにつきましては京都府北部地域の福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町にある公的医療機関等で、医師の業務に従事しようとする思いを有する者に対しまして、奨学金の貸付制度が京都府の制度として制定されたところでございますが、この制度を受けまして各市町とも、さらに上積みをしようということになっておりまして、この制度の充実を図るた

めに、今回、与謝野町でも条例を制定するものでございます。今回の条例につきましては、全4条からなりまして、条例の施行に必要な事項につきましては、規則で定めるということになっております。

それでは、各条文について説明をさせていただきます。議案資料により説明をさせていただきますので、議案資料の2ページをお開きいただきたいというように思います。

それでは、まず1条でございますけれども、この条例を制定する趣旨、目的についてでございます。この地域医療の充実に必要な医師の養成、確保を図るため、公的医療機関に従事しようとする者に対しまして、研修、または就学に必要な資金を奨学金として貸与するものでございます。与謝野町の公的医療機関に当たりますのは、与謝野町診療所と京都府立与謝の海病院が対象になります。

第2条につきましては、奨学金を貸与する対象者、貸与する方法についてでございます。

対象者は、京都府の地域医療確保奨学金の対象者ということにさせていただいております。この資料に記入しておりますように、まず、1号では専門研修を受けている医師、2号では臨床研修を受けている医師、3号では大学院生、4号には大学の学生でございます。

1号の専門研修を受けている医師とは、既に医師免許を取得しまして、例えば小児科の医師として今後専門的に従事しようという方針がはっきりして、その研修を受けておられて、その専門的な研修を受けておられる医師のことでございます。

2号の臨床研修を受けている医師とは、医師法に定められておられて、平成16年4月1日以降に医師免許を取得された方につきましては、医師の診療に従事しようとするお医者さんは、必ず臨床研修を受けなければいけないというようになりました。この研修期間につきましては原則2年間でありまして、最初の1年間は、内科、外科及び救急部門の基本研修を勉強するということになっております。次の1年間は、小児科、産婦人科、精神科及び地域保健医療を必須科目として研修するということでありまして、今まで専門研修だけやっておればお医者さんになれたわけなんですけれども、広い分野を勉強していただくというのが、この臨床研修でございます。この研修を受けておられるお医者さんのことを言います。

次に大学院生、大学生につきましては、学校教育法に基づく医学部の大学院生、大学生でございます。

以上が対象者でございますけれども、この中で歯科医師の方については対象外ということになっております。

続きまして、貸与の方法でございますけれども、奨学金につきましては予算の範囲内で、無利息で貸し付けを行うということになってございます。貸付額につきましては、京都府と同額の月額15万円でございます。また、産婦人科、小児科、また小児外科に従事している者、または従事をする意思のある者につきましては5万円の増額ということで、15万円プラス5万円といふことで、20万円の奨学金になります。ただし、この管内の病院へ将来的に従事しようという方につきましては、先ほど申し上げました金額の半額ということで決めさせていただいております。

次に、第3条の奨学金の返還免除についてでございます。奨学金の対象者が奨学金の貸与を受けた期間で、3年を超えた期間内において奨学金の貸与を受けた期間と同じ年数を与謝野町内の

公的医療機関で医師として勤務した場合には免除すると、このようになっております。

例えば例を申し上げますと、この臨床研修の2年間この奨学金を受けた方が、臨床研修が終わりまして、実際にお医者さんとして従事する場合、先ほどの2年間の貸し付けの期日とプラス3年、すなわち5年間のうちで貸し付けをした2年間、この管内で従事をしていただいたら、その貸し付けをさせていただいた金額については、すべて免除すると、このような条例ということになっております。

また、医師の業務に従事しているとき、業務上の理由によりまして死亡されたときや、業務を継続することができなくなったときには免除でありますとか、また返還の一部を免除することができるということになっております。ただし奨学金の貸与を受けた者が、与謝野町内の公的医療機関に従事しなかったり、また貸与年数2年間貸したんだけど、1年間しか与謝野町内に従事しなかった場合については、全額返還をいただくというようになっております。

次に、4条の関係では、規則の委員としまして、条例で定める者のほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるということにしております。この条例につきましては、10月1日から実施するというようになっております。

以上、地域医療確保奨学金の貸与に関する条例案の詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 本案については、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第7 議案第78号 政治倫理の確立のための与謝野町町長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第78号 政治倫理の確立のための与謝野町町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げます。

今回の改正は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による郵便貯金法の廃止、及び証券取引法等の一部改正が行われたことを受けて、ご提案申し上げるものでございます。

ご案内のとおり、従来、日本郵政公社が行っておりました郵便貯金事業が民営化され、現行の郵便貯金が銀行法でいう預金とみなされることとなりましたことと、証券取引法の改正に伴って金銭信託が有価証券の一部と位置づけられますとともに、法律の題名が金融商品取引法と改正されたことを受けまして、必要な用語の整理を行うものでございます。

条例の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き整理倫理の確立のための与謝野町町長の資産等の公開に関する条例の一部改正案の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料3ページの議案第78号資料をお開きください。

まず、1点目でございますが、郵便貯金法が廃止をされます。従来の郵便貯金の区分がなくなりましたので、第2条第1項第4号中、「貯金（普通貯金を除く）及び郵便貯金（通常郵便貯金

を除く)」を「及び貯金（普通貯金を除く）」に、また、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」と改めるものでございます。

次に、証券取引法の改正に伴いまして、金融信託が有価証券の一部と位置づけられましたことから、第2条第1項第5号を削ります。

それから、また資料の4ページでございますが、証券取引法の題名が金融商品取引法に改められましたことから、第2条第1項第6号中、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を含め以下の号数を、それぞれ1号ずつ繰り上げることとしたものでございます。

以上が、本案の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第79号 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第79号 与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明申し上げます。

この条例改正につきましては、昨年の人事院による意見の申し出に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、ことし8月に施行されましたので、その法律改正に伴って新たに国において導入された育児短時間勤務制度を、当町においても導入することとして、所要の改正を行おうとするものでございます。

この育児短時間勤務制度は、従来の制度ですと勤務時間の全部を休むこととなる通常の育児休業と、1日について2時間を限度に部分的に休業する部分休業の2つの制度しかなく、それぞれ3歳に達するまでの子についてのみ認められておりましたが、急速な少子化の進展に対応するため、部分休業の対象を小学校就学までの子に広げるとともに、新たに育児短時間勤務制度として、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるように、職員の職業生活と家庭生活の両立を支援する必要があるとして、通常の職員ですと週40時間勤務制となっておりますところを、職員の希望によって週休日と勤務時間の組み合わせの中で、週20時間から週25時間の勤務とすることで、小学校に入学するまでの子を育児することができる制度として創設し、給料などは、その勤務時間数に応じて国の制度に準じて定められることとなっております。

条例の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、その詳細をご説明申し上げます。

議案資料の5ページ、議案第79号資料 1をお開きください。

制度の概要につきましては、ただいま町長から説明がございましたので、2番目の育児短時間勤務の効果からご説明を申し上げます。

まず、短時間勤務の形態についてでございますが、ご覧の表のケース と につきましては、

週休日を土日として、月曜日から金曜日までの1時間において毎日4時間ずつ、または5時間ずつ勤務するという形態です。

ケースとにつきましては、土日に加え月曜日から金曜日までの5日間のうち2日間を週休日として、残りの3日間について8時間勤務とするか、2日間は8時間、1日は4時間とする勤務の形態でございます。

3の請求、または請求後の期間延長の手續につきましては、ただいま申し上げました4つのパターンの中から職員が希望する日及び時間帯を選択した上で、この短時間勤務を始めようとする1カ月前までに、最長1年間の期間を明にして請求することとなります。請求する期間が1年に満たない場合は、初日から1年までの間なら延長をすることができます。

4の承認の基準でございますが、請求された期間において、請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難な場合を除き、任命権者は承認しなければならないこととなっております。この請求した職員の業務を処理するための措置としては、改正法では定年退職者による短時間勤務職員を任用して対応することとなっておりますが、当町では、この定年退職者による短時間勤務職員を任用することをしておりませんので、実際には臨時職員等で対応をすることとなりますし、今回の改正法の趣旨から、できるだけの対応を行うことで請求した職員の希望に沿った体制を組むようにしたいと考えております。

次に、5の承認の失効または取り消し、6の再度の育児時間勤務については、資料に記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、資料6ページ、7の育児短時間勤務職員の給与等の取り扱いでございますが、給料及び期末勤勉手当については、その勤務時間数に応じた額となりますし、その他の手当や昇給、昇格の取り扱いについては、原則としてフルタイム職員と同様に支給、または取り扱うこととしております。

8、その他の取り扱いについては、この後にご提案を申し上げます与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正によりまして、週休日の振り替えや時間外勤務命令、それに宿日直勤務については、改正法の趣旨からできるだけ命令等を行わないように配慮することとしておりますし、年次休暇の日数については、その勤務日数に応じて定められた日数となります。

最後に、条例の施行は本年10月1日としております。国が既に8月1日から実施しておりますが、職員組合との協議などの手續を踏む中で、2カ月間の準備期間を持つこととしたものでございます。

以上、与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げました。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第9 議案第80号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第80号 与謝野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、先ほどの与謝野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴いまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、この育児短時間勤務職員に対して、新たに週休日や勤務時間などの規定を新設する必要性が生じますので、このようにご提案を申し上げます。

この改正案の詳細につきましては、先ほどの職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、担当課長からご説明申し上げましたとおり、短時間勤務をしようとする職員の希望により、週休日や勤務時間を4つのケースから選択して請求することとなりますので、この勤務時間、休暇等に関する条例が第2条から第4条までの規定を改正する必要性が生じたことと、第8条の改正は、正規の勤務時間以外の時間における勤務として、宿日直勤務や時間外勤務を命ずる場合は、公務の運営に著しい支障がある場合に限って命ずること。また、年次休暇、有給休暇については、その勤務日、または勤務時間に応じて定めることとしております。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第81号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第81号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正につきましては、ことし3月に開催された定例会でご提案を申し上げました、地方自治の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において、関係する条例改正を1本にまとめてご承認いただいたところですが、その際に、この与謝野町特別職の職員の給与及び報酬に関する条例の第2条において、従来の助役を副町長と改めますとともに、収入役を廃止した結果、いわゆる号ずれが生じておりまして、この号ずれに伴って以下の条で、字句の改正を同時に行うべきところでしたのに、私どもの手違いから、これらの改正を行っていないことが最近になって判明いたしましたので、改めてこのようにご提案を申し上げた次第でございます。

この改正案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますが、何分にも法制執務上の単純な遺漏で、このように同じ案件について二重にご提案申し上げなければならなくなったことに対しまして、深くおわびを申し上げますとともに、よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ただいま町長から本案の概要説明がありましたので、引き続き、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案資料の16ページ、議案第81号資料をお開きください。

今年3月の定例会で一部改正を行いました結果、現行の欄の第2条で第2号の助役を副町長に改め、第3号の収入役を削除いたしましたことから、第4号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正を行いましたので、第3条以降においてこれら第2条の号ずれにあわせて、第3条の前

条第1号から第3号までの部分を前条第1号及び第2号に、第10条の第2条第4号から第9号までを第2条第3号から第8条までに、それから第15条の第2条第10号を第2条第9号に、それぞれ改正をすべきところございましたところ、私どもの手違いで改正をしておりませんでしたので、今回このように改正をお願いしようとするものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第82号 岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第82号 岩滝母と子どものセンターの指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、岩滝母と子どものセンターの効率的かつ適正な管理運営を行う指定管理者として、非公募により社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター、理事長、大江定雄を指定するためご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第83号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事の請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第83号 加悦簡易水道算所浄水場改良（土木）工事の請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

この工事は6月定例会でお認めいただきました浄水設備、電気計装設備工事と同様に、昨年度から行っております算所浄水場改良のうちの土木工事でございます。今年度で完成させるものでございます。

概要につきましては、添付の議案資料にお示ししておりますが、8月29日に指名業者8社により指名競争入札を執行いたしました結果、契約の相手方は石本建設株式会社、代表取締役、石本義隆。契約金額は4,991万3,850円で、うち消費税相当額は237万6,850円でございます。工期は、本件議決日の翌日から平成20年3月21日までとするものでございます。

工事の内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、お手元にお配りしております議案資料に基づきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の21ページに算所浄水場の平面図、次の22ページに倉庫の立面図と配水池の構造図をおつけしておりますのでご覧ください。浄水場の平面図につきましては、図面上が2級河川野田川になり、図面の下側が算所の町の方となります。

算所浄水場の改良は先ほど町長が申し上げましたとおり、既に発注しております浄水設備、電気計装設備工事に引き続き、本件土木工事で完成となるものでございます。

これからご審議いただきます今回の施行箇所は、色を塗っております部分でありまして、それぞれの色による工種につきましては、右側にお示ししております。

まず、水色の取り壊し工でございしますが、これは場内整備の1つといたしまして、既設の鉄筋コンクリート構造物を取り壊し、撤去するものでございます。図面左から管理棟、配水池、ろ過器の基礎、薬品沈殿池や曝気装置の基礎などでございます。

次に、赤色の倉庫は、22ページの立面図でお示しをしておりますように、長さが約15メートル、高さ4.5メートル、幅約5メートルの鉄骨造で角波鋼板張りでございます。この中には各種の資材や非常用電源として使用する発動発電機、給水タンクなどを格納するものでございます。給水タンクの格納につきましては、トラックに直接積載できるように計画をしております。

次のオレンジ色の配水池も構造図にお示しをしておりますが、縦横4.1メートルの正方形で、深さが4.3メートルございまして、ろ過器の逆線配水、酸化槽や配水池の排泥水などを受けるものでございます。

次の黄色の植栽、フェンス等につきましては、浄水場の附帯設備といたしまして施工するものでございます。この特色といたしましては植栽がございまして、通常の場合ですと敷地境界にはフェンスのみの施工としておりますが、算所浄水場は住宅地に囲まれておりますので、夜間の作業や設備の音などに対する環境面にも配慮する必要がございますので、そこで現在植わっております植栽や新たなものを植えかえて、防音と目隠しとして促そうとするものでございます。

このほか図示はしておりませんが、場内配管として送水管や排泥管などを旧設備から新設備へ接続がえ、外周水路や擁壁、場内のアスファルト舗装なども施工いたします。

さらに水源となっております3つの井戸の場内整備といたしまして、老朽化した門扉やフェンスのやりかえなども行うことといたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第13 議案第84号 町道路線の変更についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 町道路線の変更について、ご説明を申し上げます。

路線の変更につきましては、明石川河川改修に伴い、行きどまりの路線を通り抜け可能とするため路線を延伸するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 議案第84号、町道路線の変更についてですが、詳細説明の前に訂正をお願いしたいというふうに思っております。

議案書の28ページ、議案第84号、町道路線の変更について、変更する路線ということで亀

山口線を変更するという形で提案させていただいております。実は今なんですが、旧町の道路台帳上の亀山口線の起点、石川小字ユリ2307番地の1番地先、これにつきまして、亀山地域の小字境が複雑に入り組んでおりまして、実際にはここは亀山の一番端なんですが、幾地地域の向田という小字だったということが先ほど判明しました。大変申しわけなかったんですが、それで終点の方の小字浅郷、これも幾地の小字向田2316、ただし追路6402、これは石川地域の小字追路6402番地先ということになります。ただ、変更路線の上段の方は廃止しますから、この議案書上では実際には変更する下が、亀山口線の与謝野町石川小字ユリ2307番地先から、終点2307番地の1までというのを、両方幾地地域の小字向田に訂正をさせていただきたいというふうに思います。

その詳細については、議案資料23ページに図面をつけております。

路線の延伸ということで、緑で図示しとる部分についてが変更前ということで、緑色の丸印、ちょうど亀山橋の下のところ、ここが起点になるわけですが、この地域についてはちょっと細かく見ていただいたら小字境が入ってしまっていて、よく見るとわかるんですけども、ここが幾地地域になったということです。幾地の小字向田2307の1が、この緑色の丸印のところ。この路線については、それからいわゆるT字の形で認定されておりまして、終点は浅郷の2316というのは、実は幾地の向田の2316で、右端の地点になります。それから、左に下りて矢印の先が、今度は石川地域になりまして、石川地域の追路6402番地になります。そういう形で認定されてました。延長は219.8メートル、幅員については、この地域は狭い幅員なんですが、2.7から5.8という幅員でもって旧認定路線がありました。

それに変更後ということで、今度は赤の部分が足されます。赤の部分につきましては、緑の矢印の先に赤丸がありますが、ここが石川地域の和の6402番地先なんですが、現実的には緑と赤と合体させますから、幾地の小字ユリ2307の1から出て、2307の1に戻ってくるという起・終点に変更をするといふことになります。

だから上の変更前については、もう道路台帳上に載ってますから特に訂正ということにはなりません。変更後については起・終点について、幾地の向田2307の1に訂正をさせていただきたい。それで延長については426.8メートルになります。ふえた部分については207.0メートル、それから幅員につきましては2.7から7.7メートル、追加分については4メートルから7メートルということです。

それで、その道路改良についてですが、その赤線の横に明石川という水路がありまして、これについては平成3年に水路改修、河川改修をやりまして大きく川幅を広げました。そのことによって河川管理道路が随分広がりました。ここの幅員については4メートルから7メートルあるわけですけども、そういう河川管理道路がありました。ここに数件お家があるわけですが、緑の旧の町道に向いて家庭生活をされとった分について、新しく後ろ側に河川管理道路がついたものですから、ここの周辺の方は全部そっち側向けの生活に今変わっていったということがあります。そこで行き止まりの道路も含めて周回できるようにつなげて町道認定して、道路改良も河川管理道路の部分の道路改良もやっていきたいという思いで、今回認定をさせていただきたいという提案でございます。

十分ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようによろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第14 議案第102号 町道路線の認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

認定します路線につきまして、民間の分譲宅地造成工事に伴い路線認定するものでございます。

詳細につきましては担当課長に説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 議案につきましては、今議案の最後の番号、102番がついておりますが、関連がありますので、引き続きということで議案第102号の町道路線の認定について、先ほど町長が提案説明をされましたんですが、その詳細について説明をさせていただきます。

認定する路線につきましては石川の川向支線ということで、起点につきましては石川の小字浜倉685の4番地先から、終点は同じく686番の5番地先までということであります。

この路線につきましては、先ほどの説明にもありましたように、民間が分譲宅地をされるということで、旧町時代に事業計画を聞かさせていただいたとるものでありまして、合併前までに野田川町道の認定及び土木事業の施工に関する基準の規定により、道路をつくっていただきたいという願いをし、その成果が3月末で事業完了されましたので、今回、新町の町道の認定基準からは外れるわけですが、旧町の認定基準を平成21年2月末までは経過措置をもって認定できるということの規定をもってありますので、民間分譲宅地の町道認定をしたい。いわゆる図面的には、議案資料の29ページに議案第102号としてつけさせていただいております。

赤線でL字で認定をするという形になっておりますが、実は矢印の先の農道があるわけですが、これは高低差が随分ありまして、農道に通り抜けできる道路ではありません。いわゆる行きどまりの道路ということがありまして、その辺については、新町では町道認定には6メートルの幅員を要するという規定があるんですが、旧町の野田川町道の認定によりまして、4メートルの幅員でよろしいという規定をもって事業開始をされてありますので、4メートルの幅員でみさせていただいております。それで延長的には56.6メートル、幅員については4.2メートルから7.3メートルで、民間分譲ですから道路用地と水路用地、あわせまして259.85平米を寄附を受け、町道認定をするものであります。

以上、よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第85号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第85号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は1億1,248万円を追加し、総額を104億4,107万2,000円とする

ものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願います。

2款、総務費、1項、総務管理費、6目、企画費では、住民自治活動支援事業で、自治振興補助金を971万円追加いたしております。各地区から大変多くの自治振興補助金の申請がありましたので、それに伴いまして補助金を追加するものでございます。

10目、情報システム費では、電算システム管理運営業務を1,083万円追加いたしております。平成20年度から始まります後期高齢者医療制度に伴いますプログラムネットワークの設定委託料や、岩滝を除く保育所と衛生プラントへのLAN接続を行うものでございます。

11目、地域情報推進費では、地域イントラネット管理運営事業を143万9,000円追加いたしております。加悦、野田川地域の小中学校の教職員のへパソコン配布に伴いまして、ウイルス対策のセキュリティーソフトのライセンスを追加するものでございます。

12目、有線テレビ管理費では、有線テレビ施設管理運営事業を116万8,000円追加いたしております。CATVのカメラ修理と、有事の際の予備用電送路アンブ等を購入するものでございます。

次のページにかけての有線テレビインターネット事業は、12節、役務費で通信料を189万1,000円減額いたしております。NTT回線を利用しておりましたものを、通信速度や通信料の比較を行い、有利であるケイ・オプティコムに変更したことによるものでございます。

14目、地域交通対策費では、野田川駅整備事業を2,156万5,000円追加いたしております。以前から地元の下山田区からも利用者の安全性を考え自転車道路側、いわゆる駅の裏側から出入りができるようにとご要望を受けておりました。今回、ようやくKTRをはじめとします関係機関との調整が整いまして、駅裏に駐輪場を設けるとともに警報機も設置して、利用者の方々が安全に、そして利用しやすい環境に整備するものでございます。

駐輪場を整備するに伴いまして、かつて京都府の職員住宅用地として土地開発公社で先行取得しておりました用地につきましても、駐輪場用地として買い戻しを行うこととし、公有財産購入費も一緒に追加いたしております。

地方バス路線運行維持支援事業では、生活交通路線維持費補助金を520万円追加いたしております。これは加悦フェローラインにかかります下半期分の運行補助金でございます。

次に、23、24ページの3款、民生費、1項、社会福祉費では、1目、社会福祉総務費で与謝野町地域福祉空間整備事業を、新規に1,500万円追加いたしております。これは本年3月に策定しました与謝野町地域福祉空間整備「安心・どこでも・プラン」を、着実に執行していくための交付金制度を創設するものでございます。

今までの考え方は公設民営で施設整備に努めてまいりましたが、今からのあり方は法人等の民間事業者にも社会的責務を担っていただき、民設民営で施設整備から事業展開まで行っていただくというものでございます。行政は、その立ち上げに対する支援として、後方支援をさせていただこうというものでございます。今回計上の補助金は、社会福祉法人与謝郡福祉会が与謝地区に予定されております小規模多機能型居宅介護拠点整備に交付するものでございます。

2目、障害福祉費では、障害福祉サービス事業で、19節、負補交を206万6,000円追

加しております。通所サービス事業促進事業費補助金の単価等の変更によるものでございます。

また、20節、扶助費は240万円減額いたしております。障害福祉サービス低所得対策給付費の事業の廃止に伴うものでございます。

次のページの障害者福祉施設整備事業では、15節、工事請負費を560万円追加いたしております。野田川保健センターを改修し、障害者グループホームとして整備するものですが、当初計画しておりました浴室を、個人のプライバシーに配慮したユニットバス化に変更することによるものでございます。

13節、委託料100万円の追加は、給食サービスでの給食の荷さばきに、隣接する道路からの出入りが必要となることから、その拡幅工事を行うための測量費でございます。

3目、高齢者福祉費では、高齢者福祉施設整備事業を1,530万円追加いたしております。先ほどの地域福祉空間整備事業と同様、小規模多機能型居宅介護拠点整備に国の補助金を受けるものであり、同額の1,800万円を与謝野町公的介護施設等整備事業費補助金として、トンネル補助をさせていただくものでございます。

また、先ほどの地域空間でご説明いたしましたとおり、今後は民設民営の考えとするため、当初予算で計上しておりました設計委託料は、全額の270万円を減額いたしております。

次に、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、児童手当支給業務を1,939万5,000円追加いたしております。本年度からの制度改正に伴いまして、乳幼児加算対応により、3歳未満の児童に対し一律1万円の手当となったもので、所要額を算定し被用者、非被用者ともそれぞれ追加いたしております。

次のページへかけての乳幼児医療事業、並びに児童生徒医療事業は、先ほどの与謝野町子育て支援医療費の支給に関する条例でご説明いたしましたとおり、9月から新たな制度として京都子育て支援医療事業がスタートいたしますが、従来の両事業を8月までの実績見込み、9月分から減額するとともに、京都子育て支援医療事業で診査手数料を含め、総額で4,365万5,000円追加いたしております。

2目、児童施設福祉費では、保育所整備事業で岩滝保育所砂場、屋根改修工事を120万円追加いたしております。屋根の老朽化に伴い非常に危険な状況にあることから、改修を行うものでございます。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費では、地域医療確保奨学金貸付事業を新規計上いたしております。これにつきましても、先ほどの与謝野町地域医療確保奨学金等の貸与に関する条例でご説明いたしましたとおり、北部の医師不足は深刻なものとなっておりますが、その善後策となればとの制度でございまして、今年度は10月から6カ月間で2名の方への貸与を見込み、それぞれを宮津市と折半する形で奨学金貸与金を90万円追加いたしております。

3目、環境衛生費では、次の29、30ページにかけて、環境美化保全対策事業で192万5,000円追加いたしております。

13節、委託料で157万5,000円追加いたしておりますが、これは6月に実施いたしました町政懇談会で、温江地区並びに明石地区でご意見やご希望のありました産業廃棄物の中間処理施設でございます、有限会社プラテックにかかります臭気調査委託料でございます。

なお、本件につきましては、規定値以上の臭気が確認できました場合は、京都府とも調整の上、行政指導をしていきたいと考えております。

次に、2項、清掃費、2目、塵芥処理費では、廃棄物処理施設管理運営事業で、修繕料を157万7,000円追加いたしております。岩滝処分場の緊急遮断弁や移送ポンプ等の修繕を行うものでございます。

次の31、32ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、7目、農業施設管理費では、リフレかやの里管理運営事業で191万2,000円追加いたしております。保健所の指導を受け、塩素注入ポンプ等の整備を行いたく追加するものでございます。

2項、林業費、2目、林業振興費では、災害に強い森づくり事業を460万円追加いたしております。主なものは、15節、工事請負費を388万円追加いたしております。測量調査の結果を踏まえて、谷止め工の設計精査や植栽工の追加を行ったことによるもので、すべて京都府の委託金を受けるものでございます。

次の7款、商工費、2目商工振興費では、33ページ、34ページの織物振興対策事業で、19節負補交を40万円追加いたしております。京丹後市に協賛して実施しております丹後ファッションウィークに対する負担金でございます。

次に、8款、土木費では、次の35、36ページの2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費で、道路新設改良事業を80万円追加いたしております。ほとんどは町道明石香河線の事業費の組みかえによるものでございますが、13節、委託料の登記委託料は、石川、亀山地区の明石川沿いの堤防を町道として認定いたしたく、それにかかる登記委託料を80万円追加するものでございます。

5項、都市計画費、1目、都市計画総務費では、街路整備事業を1,905万円追加いたしております。平和通りの用地提供者が実施されます工事に伴う調整工事の施工と、建物調査積算業務委託料をそれぞれ追加するとともに、京都府が実施しております岩滝海岸線街路事業の事業費が増額となったことに伴い、負担金を追加するものでございます。

2目、公共下水道費では、公共下水道費一般経費、28節、繰出金で下水道特別会計繰出金を6,230万円減額いたしております。後ほど下水道特別会計でもご説明申し上げますが、資本費、平準化債等の発行可能額が見込みよりも大幅に増額となったことによるものでございます。

次の37ページ、38ページの6項、住宅費、1目、住宅管理費では、町営住宅維持管理事業を353万円追加いたしております。

15節、工事請負費では、温江地区の尾上団地の屋根が、老朽化に伴い雨漏り等が発生していることから防水工事を行うこととし、320万円追加いたしております。

次に9款、消防費、2目、非常備消防費では、消防団活動運営事業で227万8,000円追加いたしております。

11節、需用費の消耗品費を111万3,000円追加いたしておりますが、これは加悦、野田川方面隊の消火活動用の手袋等を配布するものでございます。

次の37、40ページの3目、消防施設費では、消防施設等整備事業で消火栓移設等工事費を400万円追加いたしております。民家の建て替えなどにより、消火栓の移設が必要となったものでございます。

5目、災害対策費では、防災行政無線維持管理事業へ修繕料を179万6,000円追加いたしております。上山田のパンザマストのモーターサイレンが、落雷により故障したことによるものでございます。

次に、41ページ、42ページの10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費では、小学校管理運営事業を346万1,000円追加いたしております。

主なものとしましては、7節、賃金で、三河内及び石川小学校で加配教諭の必要な児童がいることから、両校に特別支援加配教諭を配置することとし、172万5,000円追加いたしております。

小学校施設整備事業は350万円追加いたしております。これは山田小学校の屋上が老朽化しており、教室内に雨漏が発生している状況にあるため、防水工事を施工するものでございます。

2目、教育振興費では、小学校教育振興費一般経費を249万円追加いたしております。主なものとしましては、石川小学校が英語活動等国際理解活動推進事業の拠点校として、京都府の委託事業を実施することとなりましたので、それらにかかります教材費等を追加するものでございます。

次に飛びますが、47、48ページの5項、社会教育費、7目、教育文化施設管理費では、江山文庫管理運営事業で予算の組み替えを行っております。国民文化祭関連の地域文化活動支援事業として、江山文庫俳句大賞を実行委員会において実施することになりましたので、組みかえを行ったものでございます。

12款、予備費は31万5,000円減額いたしております。

以上が歳出でございます。

議長（糸井満雄） ここで歳出につきましては説明が終わったと思いますので、ちょうど昼になりましたので、歳入の方につきましては午後の冒頭からお願いしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

では、1時30分まで昼食休憩に入ります。

（休憩 午後0時00分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第84号の正誤につきまして山崎建設課長の方から、おわびの上、訂正がございますので、お願いをしたいと思います。

山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） さきに議案第84号、町道路線の変更の提案をさせていただきました折、ご説明をさせていただきましたが、議案、あるいは議案資料について訂正をさせていただきたいということで、訂正文をお手元に配付させていただいております。

議案第84号につきましては、変更する路線の変更前につきましては、道路台帳に既にこの起・終点で明示してあります。これについては、もう廃止するということがありますので、ここでは修正はかけておりません。変更後につきまして、起点、終点について、字、あるいは小字の訂正をさせていただいております。

それから、同じく議案資料の議案第84号資料の方につきましても、変更前につきましては、

そのまま置かしていただいております。変更後につきまして、字、あるいは小字について訂正をさせていただきます。

以上、訂正についてご報告をさせていただきます。大変申しわけありませんでした。

議長（糸井満雄） それでは午前中に引き続きまして、議案第85号 平成19年度与謝野町一般会計補正予算（第2号）の説明をお願いをしたいと思います。

太田町長。

町長（太田貴美） それでは午前中に引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

13ページ、14ページをお開き願います。

8款、地方特例交付金は、交付決定に伴い1項、地方特例交付金を413万7,000円追加するとともに、2項、特別交付金を167万2,000円減額いたしております。

13款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金は、先ほどの歳出でご説明いたしましたとおり、児童手当の制度改正に伴い被用者、非被用者とも、それぞれ国の負担割合に応じて追加することとし、総額で1,272万2,000円追加いたしております。

1つ飛びまして14款、府支出金の民生費府負担金につきましても同様で、府の負担分として総額で333万5,000円追加いたしております。

戻っていただきまして、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金、2節、高齢者福祉費補助金では、先ほどの歳出でご説明いたしました小規模多機能型居宅介護拠点整備に対する補助金としまして、地域介護、福祉空間整備等交付金を1,800万円追加いたしております。

4款、府支出金、2項、府補助金、1目、総務費府補助金は、住民自治支援事業費補助金として、未来づくり交付金を753万3,000円追加いたしております。

2目、民生費府補助金、2節、福祉医療費補助金では、歳出でご説明いたしましたとおり、今までの乳幼児医療助成事業が制度改正され、小学校就学前までの入院に対する助成が、小学校卒業までに拡大されるなどにより、新たに京都子育て支援医療費助成補助金としてスタートすることから、旧補助金を減額し新補助金を追加するなど、総額で238万円追加いたしております。

4節、障害福祉費補助金は、障害福祉サービス低所得者対策給付補助金を、制度廃止に伴い180万円減額いたしております。障害者自立支援対策臨時特例交付金は、通所サービス利用促進事業費の増額とともに負担割合が、当初の2分の1から4分の3になるなどで279万9,000円、障害者グループホーム等整備事業に対する交付金を654万円、それぞれ追加することとし、総額で933万9,000円追加いたしております。

5目、農林水産業費府補助金では、下谷林道整備にかかります単費林道事業補助金が制度廃止されたことに伴い、420万円減額いたしております。

3項、委託金、4目、農林水産業費委託金では、歳出でもご説明いたしましたとおり、災害に強い森づくり事業委託金を400万円追加いたしております。

次に、15、16ページの7目、教育費委託金では、これも歳出でご説明いたしましたとおり、石川小学校が英語活動等国际理解活動推進事業の拠点校として京都府の委託事業を実施することになりましたので、同事業委託金を110万円追加いたしております。

17款、繰入金、1項、基金繰入金では、1目、財政調整基金繰入金を7,000万円減額し、調整いたしております。

また、12目、地域福祉振興基金繰入金は、歳出でご説明いたしました与謝野町地域福祉空間整備事業交付金の財源として、1,500万円を追加いたしております。

19款、諸収入、4項、雑入では、消防団員へ配布します手袋に対する助成金を、消防団員公務災害補償等共済基金から助成いただけることとなりましたので、消防団員安全装備品整備等助成金を109万1,000円追加いたしております。

20款、町債では、総額で4,130万3,000円追加いたしております。事業の追加や廃止、事業費の増減、補助金の増減等によりそれぞれ調整し、追加あるいは減額いたしましたものでございます。

なお、8ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を追加あるいは変更いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第86号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第86号 平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は1,490万円を追加し、総額を9億1,646万円とするものでございます。

まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

3款、改良費は、総額で1,527万8,000円を追加いたしております。これは市場水道のフッ素濃度が高くなったのでもう1本井戸を掘り水量を確保するもので、13節、委託料で測量委託料を100万円、15節、工事請負費で掘削工事費を1,000万円、17節、公有財産購入費で用地購入費を100万円、それぞれ追加いたしております。

また、温江水道取水栓掘削事業は、昨年度の試掘調査の結果、適切な場所が見つからず、本年度の6月補正で債務負担行為を計上させていただいたところですが、改めて水源を調査することとなりますので、今回13節、委託料と17節公有財産購入費を、それぞれ100万円減額いたしております。

17節、公有財産購入費の与謝浄水場用地購入費は地権者と協議が整いましたので、用地購入費を490万円追加いたしております。

また、19節、負補交は、算所浄水場や四辻配水池等に故障や水位情報などを庁舎で受ける中央監視システムを設置するため、NTTへの負担金を37万8,000円追加いたしております。

6款、予備費は37万8,000円減額し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてのご説明を申し上げます。

11、12ページをお開き願います。

8款、町債は、先ほどの歳出でご説明いたしました工事費や公有財産購入費などを追加、ある

いは減額に伴いそれぞれの事業債を変更し、総額で1,490万円追加いたしております。
なお、6ページ、第2表、地方債補正を計上し、同額を追加あるいは変更しております。
以上が、平成19年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第87号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第87号 平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は59万8,000円を追加し、総額を18億367万8,000円とするものでございます。

まず、歳入の11、12ページをお開き願います。

6款、繰越金は、前年度繰越金が確定しましたので、59万8,000円追加いたしております。

8款、町債は、資本費平準化債等の発行可能額の増額に伴い6,230万円追加し、同額を5款、繰入金、1項、一般会計繰入金で減額いたしております。

また、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

歳出の13、14ページは、5款、予備費を59万8,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第18 議案第88号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第88号 平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の補正でございまして、6,632万4,000円追加し、総額を19億7,819万円とするものでございます。

それでは歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

2款、保険給付費、4項、高額介護サービス等費、1目、高額介護サービス費は、19節、負補交で高額介護サービス費負担金を1,800万円追加いたしております。これは給付が見込みよりかなり多いため増額を行うものでございます。

3款、地域支援事業費、2項、包括支援事業任意事業費は、1目、介護予防ケアマネジメント事業費を4万8,000万円追加いたしております。これは地域包括支援センター管理システム

のパソコンのバックアップ機能の追加にかかりますシステムリース料を、追加するものでございます。

6款、諸支出金は、前年度精算分を国、府、支払基金、それぞれへの返還金を追加いたしております。

7款、予備費は2,107万9,000円追加し、調整いたしております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。

4款、支払基金交付金は、前年度精算分の交付金を1,952万1,000円、7款、繰越金は、前年度繰越金を4,680万3,000円、それぞれ確定しましたので追加いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第19 議案第89号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第89号 平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は事業勘定の補正でございまして、6,781万6,000円を減額し、総額を25億407万1,000円とするものでございます。

まずは歳入からご説明申し上げます。10、11ページをお開き願います。

1款、国民健康保険税は、収入見込みで4,917万6,000円減額いたしております。

4款、国庫支出金から6款、府支出金は、歳入の見込みに合わせて調整いたしております。

10款、繰越金は、前年度繰越金が確定いたしましたので、80万8,000円追加いたしております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

2款、保険給付費は、財源内訳のみの変更でございます。

3款、老人保健拠出金は5,273万8,000円、4款、介護給付費は1,723万3,000円を、それぞれ今後の見込みを立て減額いたしております。

10款、予備費は215万5,000円追加し、調整いたしております。

以上が、平成19年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) 本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第90号 平成18年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第31 議案第101号 平成18年度与謝野町水道事業会計決算認定についてまで、以上12件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（糸井満雄） 異議なしと認め、日程第20号 議案第90号から日程31 議案第101号の決算認定にかかわる12議案を一括議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第90号 平成18年度与謝野町一般会計決算から、議案第101号の平成18年度与謝野町水道事業会計決算までの歳入歳出決算の認定につきまして、その概要を一括してご説明申し上げます。

別冊の決算参考資料に基づいての説明とさせていただきます。

まず、1ページの総括表をご覧くださいと思います。

それでは各会計ごとに区分しておりますが、一般会計と特別会計の総合計では、歳入歳出の予算額が212億7,354万8,000円に対し、収入済額が206億4,621万5,000円、支出済額が205億4,470万9,000円で、差し引きいたしますと1億150万6,000円の黒字となっております。

しかしながら内訳を見ますと、宅地造成事業特別会計と老人保健特別会計で歳入欠損となり、翌年度から繰上充用を行いました。また、一般会計並びに介護保険特別会計の事業勘定において、翌年度に繰越明許を行っております。

その下に公営企業会計があります。水道事業会計の決算を上げております。収益的収入総額が1億5,789万9,000円、収益的支出総額が1億6,725万円でありました。企業会計ですので収支差し引きとはなりません、当年度の純欠損としては1,114万7,000となり、これは資本剰余金の繰り入れにより欠損金処理を行うものであります。

また、資本的収入総額は1,442万3,000円、資本的支出総額は7,463万6,000円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,021万3,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金の5,841万7,000円、及び消費税資本的収支調整額179万6,000円で補てんいたしました。

2ページの普通会計財政状況でございますが、実質収支は1億7,691万7,000円の黒字となっており、実質単年度収支につきましても財政調整基金からの取り崩しをしなくて済み、逆に利子分を除いて8,000万円を積み立てることができましたので、前年度からは大きく好転し、黒字となっております。

下側の諸係数が財政状況を分析する上で、最も基本になるものでございます。

右側の財政力指数は比率が1に近いほど、財源に余裕があるものとされておりますが、3カ年平均で0.316となっておりまして、相変わらず財政基盤の弱い状況となっております。

その他の指数につきましては、公債費比率、実質公債費比率、起債制限比率とも数値がわずかに上昇しておりますが、過去に町債を発行し実施しました事業の償還の増によることなどが要因でございます。

中でも17年度の決算から導入されました実質公債費比率で見ますと、速報値ではありませんが平成18年度の京都市を除く府内市町村の3カ年平均が16.2に対し、当町が16.4となっており、若干上回っております。今後も継続的に特別会計での事業費投資が見込まれることから、数値が上昇しないように中止しなければなりません。

一方、経常収支比率、いわゆる人件費、公債費など義務的な経常経費が、町債、交付税などの経常的な一般財源にどれだけ占めるかという割合でございますが、93.9%の決算となっております。前年度より2.1ポイント改善いたしました。1,000円のうち939円が経常経費に消え、臨時的経費は財政余力に示しますように61円という状況でございます。

平成18年度の府内市町村平均では95.2%ですので、これをわずかに1.3ポイント下回っております。改善の一番大きなポイントは、三役の給与や議員報酬などの人件費で1.7ポイントの減となっております。今後ともさらなる経常経費の節減に、努力しなければならないというふうに思っております。

次に、3ページの収入の状況でございます。

この表は決算統計上の区分により上げておりますので、実際の決算額とは相違いたしますが、歳入の最も大きなウエイトを占めます11番の地方交付税は46億5,904万4,000円で、全体の43.1%を占め、前年比0.6%のわずかな伸びとなっております。

自主財源の柱であります1番の地方税は、全体の16.1%を占めており、前年度比では1.6%の増となっております。

2番目の地方譲与税は42.7%もの増となっておりますが、これは三位一体の改革により一般財源化された国庫支出金が、所得譲与税として税源移譲されたことによるものでございます。

また、24番の地方債でございますが、前年度比7.5%減の12億3,840万円の借り入れとなっているものの、町道岩屋川線や町道明石香河線などの道路改良事業、阿蘇シーサイドパーク整備事業や地域振興基金積立金などの合併特例債対象事業のほか、臨時財政対策債など多額の町債発行となっているものでございます。

4ページは町税の収入内訳を上げております。

先ほど申し上げましたとおり、税金は全体で1.6%増となっているものの、徴収率につきましては左側にありまるとおり、92.5%の決算となっております。前年度より0.2ポイント下がっております。現年滞納別に見てみますと、現年分で0.3%上昇し、滞納分で0.2ポイントと下がっております。長引く景気の低迷により、大変厳しい状況の中で税の徴収は大きな問題となっております。まして平成19年度からは三位一体の改革の一環で、所得税への大幅な税源移譲が実施されていますので、各自治体は自主財源である地方税の徴収を強化しなければなりません。

当町におきましても、与謝野町税等及び公共料金等滞納整理特別対策本部を設置し、私が部長となり、今後の最重要課題であるとの共通認識のもと、どのようにすれば徴収率が向上するか、徴収体制の強化はもとより、職員の意識改革にも力を入れていかなければならないというふうに思っております。近隣市町と比較いたしましても当町の徴収率は低く、引き続き努力が求められるところでございます。

次に、5ページでございますが、普通会計の性質別経費の状況を示しております。

この中で1番の人件費は、総額で21億9,000万8,000円となっておりますが、対前年度比では9.5%減となっております。これは旧町時代の三役給与や議員報酬が、合併により大幅に減となったことや、職員の退職に伴う補充を抑えたことなどによるものでございます。

2番の物件費は、対前年比で11.6%減となっておりますが、これは17年度が合併年度で

もあったことから電算関係のシステム統合委託料などの経費が大幅に減となったことなどによるものでございます。

3番の維持補修費は、対前年比では63.7%減となっております。昨年度は降雪量が少なく、除雪経費が大幅に不要となりました。

5番目の補助費等は、対前年度比で13.0%減となっております。これも合併に伴うものであり、学校給食組合や環境衛生組合などの一部事務組合の廃止によるものでございます。

11番の投資的経費は普通建設事業費で、庁舎改修などの合併前事業の大幅な減額により、対前年度比10.9%の減少となっております。

また、台風23号等によります災害復旧事業が完了したことにより、災害復旧事業が79.3%の減少となっております。

次に、6ページから8ページにかけて普通会計の主な事業を、財源内訳を含めて掲載いたしております。18年度にどのような事業を行ったかが、一目でわかるようになっておりますので、参考にしていただきたいと思います。

9ページから35ページまでは、現在借りている町債について上げております。9ページから17ページまでは一般会計分、18ページから31ページまでは特別会計分、32ページはその借り入れ先別の明細、33ページは利率別の状況、34ページでは事業別の現在高の状況、35ページでは今後の年度別償還状況を示しておりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。

32ページに全体の町債残高を上げておりますので、見ていただきたいと思います。これによりますと、一般会計の平成17年度末現在高が約137億6,051万円に対し、平成18年度末では136億647万円となっており、約1億5,404万円の減少となっております。特別会計におきましては約166億1,999万円にのぼり、前年度に比べ約6億5,374万円増加いたしております。総合計では約302億2,646万円になっており、住民1人当たりいたしますと、約118万円の借金を抱えていることとなります。このように一般会計では減少しているものの特別会計では増加し、トータルといたしましては約5億円の増加となっております。

一般会計では先ほどの地方債の説明で申し上げましたように、道路改良事業や阿蘇シーサイドパーク整備事業、地域振興基金積立金などの合併特例債対象事業のほか、臨時財政対策債などの発行によるものでございます。また、特別会計では毎年何億もの増加をみておりますが、簡易水道、下水道事業は生活に密着した、欠かすことのできない事業でございますので、補助金を受ける以外は、やはり町債によって計画的に遂行していかなければならないと考えております。

次に、36ページには会計別職員人件費を上げております。ここでは人件費の総額がわかるとともに、給料や各種職員手当、共済費の内訳を各予算項目ごとにまとめております。平成18年度のラスパイレズ指数は、一番下にありますように92.1%でございます。ちなみに府内市町村平均は97.5%となっております。

37ページから40ページには、一般会計の歳入概要をお示しし、前年度比較による分析を行っております。

また、41ページから67ページには、一般会計の主な事務事業の内容と、事業費を各課ごと

に上げております。

68ページから71ページには、クアハウス岩滝、野田川駅、野田川環境衛生プラントなどの収益性のある施設にかかります収支状況と利用状況を上げております。

72ページでは基金の状況を、5月末の出納閉鎖後の状況で報告いたしております。

なお、決算書の346、347ページに積立金に示しておりますが、これは財産であるため年度末の状況であります。しかしながら振替運用などわかりがたい報告となっておりますので、改めて再掲としております。

73ページ以降は、簡易水道特別会計と水道事業会計、下水道特別会計、農業集落排水特別会計の決算規模等の比較表を示し、前年度と比較しております。それぞれの収支はもちろんのこと、使用料の徴収状況や年度内実施工事の概要も上げておりますので、これらにつきましてもご参考にさせていただきたいと思っております。

最後に、決算書の337ページから351ページにかけて、財産に関する調書をつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。大変多くの財産があり、今後の有効活用や適正管理が大きな課題であるというふうに認識いたしております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、平成18年度一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。

後ほど各担当課長等からも説明を申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） それでは引き続き、各課長からの説明を求めます。

大下総務課長。

総務課長（大下 修） それでは決算書に基づきまして、総務課関係から各課長が順次、所管の決算概要につきまして、簡単にご説明を申し上げますが、会計別順、費目別順の説明とはなりませんので、ご了承をお願いいたします。

まず、一般会計の決算の歳入でございますが、30ページ、31ページをお開きください。

中段の消防費国庫補助金の総合流域防災事業費補助金は、洪水ハザードマップ作成にかかるものでございます。

39ページの中段に、消防費府補助金でも洪水ハザードマップ作成事業費補助金を受け入れておりまして、国・府・町それぞれ3分の1の経費負担で策定をいたしました。

次に、40ページ、41ページの総務費委託金では、選挙費委託金や統計調査費委託金。

それから42ページ、43ページの財産収入では土地建物の財産を貸し付け、収入をいたしております。

次に、歳出でございますが、56、57ページをお開きください。

議会費は議員報酬、職員人件費などが主な経費でございますが、議会運営上必要な経費を執行をいたしております。

58、59ページから総務費でございます。61ページに一般管理費にかかる職員人件費を掲載しておりますが、特別会計、企業会計を含めました一般職員数は、年度当初では320名でございましたが、年度末では317名ということで、年度中に3名の退職がございました。

それから63ページの中段でございます防犯対策事業は、平成18年5月28日に与謝野町防

犯推進協議会を設立していただき、住民による自主防災意識の高揚を図るべく、その活動を支援するため補助金を58万円交付をいたしました。

それから65ページからの合併記念式典開催事業は、合併記念式典を平成18年9月3日に知遊館で開催し、合併功労者総務大臣表彰感謝状贈呈や、8月4日に町の花木選定委員会で決定をしていただきました、町の花、ヒマワリ、町の木、ツバキを披露いたしました。また、合併1周年記念事業を平成19年3月21日に野田川ワークパルで開催し、2月1日に町歌選定委員会で決定をしていただきました町歌の披露や、町の木の記事植樹を行っております。

それから70ページ、71ページからの財産管理費では、3庁舎の維持管理費用や普通財産の費用、それからマイクロバスの運行事業などの経費を執行しております。

75ページの施設一般管理事業の工事請負費は、岩滝地域にございます福祉センター屋根の改修事業が主なものでございまして、現在この福祉センターには、天の橋立訪問看護ステーションと岩滝長寿会連合会の事務所として貸与しております。

77ページ、財産管理費一般経費の備品購入費は、3庁舎に備えつけましたAED、自動体外式除細動器3台を購入し、同時に他の費目でも購入をしておりまして、総数で24台のAEDを小中学校を含む公共施設に配備をいたしました。

次に、100ページ、101ページからの選挙費でございます。102ページ、103ページは、平成18年4月9日に執行されました知事選挙の18年度分経費、それから平成19年4月8日に執行されました府議会議員一般選挙の18年度分経費、それから次の104、105ページは、平成18年4月16日に執行されました町長、町議会議員の設置選挙の経費、それから106、107ページは、平成18年7月23日に執行されました農業委員会委員選挙の執行経費でございます。

その下の統計調査費につきましては、ほとんどが指定統計の調査経費でございます。

それから108、109ページからの監査委員費は、委員報酬や監査事務費などが主な経費でございます。

次に、246ページ、247ページからの消防費でございますが、常備消防組合負担金の算出基礎額でございますが、18年度は旧3町分を基礎として計算をし、分担金を支出しております。

それから非常備消防費の249ページでは、消防団員365名の報酬など、それから退団者30名の報償金、それから火災訓練、点検広報等の費用弁償の経費が主なものでございますが、備品購入費で防火服35着を購入し、加悦方面隊に配備をいたしております。

251ページの全国消防操法大会出場事業は、8月6日に開催されました京都府消防操法大会の小型ポンプ操法の部で岩滝方面隊が優勝し、10月19日、兵庫県三木市で開催されました全国大会に出場した経費でございます。

消防施設費の253ページの工事請負費でございますが、40立米の防火水槽を加悦、野田川地域に1基ずつの計2基、それから消火栓を新設6基、更新4基、それから備品購入費では小型動力ポンプ付積載車を2台更新し、加悦第2分団と第3分団に配備をいたしております。

消防施設費一般経費の消耗品はホース、それから修繕料の内容は、消防車両や防火水槽のフェンス、サイレン、詰め所等の修繕が主でございます。

254ページ、255ページからの災害対策費では、防災行政無線維持管理事業の工事請負費

で、老朽化による野田川地域の地蔵山局、亀山局の整備事業を行いました。

災害対策資機材整備事業では、毛布、アルファ米、給水式土のう等を購入し、3庁舎に備蓄をいたしております。

地域防災計画策定事業では、加除式の計画書を500部、それから257ページの防災マップは1万部、それから国民保護計画書は160部策定をしまして、策定委員さんや全戸配布、自治会など必要と思われる方々に、それぞれ配布をいたしております。

災害対策費の一般経費の負担金で、259ページの一番上段から2番目でございますが、京都府衛星通信系防災情報システム整備負担金は、京都府が事業主体となり、府下一斉に整備されたものでございまして、本町では本庁舎に衛星系通信システム設備と、3庁舎に地上系通信システム設備を整備し、経費の負担割合は、府・町それぞれ2分の1の負担となっております。

次に、573ページをお開きください。財産区特別会計決算でございます。

580ページ、581ページに歳入の内訳、それから582ページから585ページの歳出で、それぞれの財産区へ支出を計上しておりまして、586ページの実質収支に関する調書に記載しておりますとおり、歳入歳出差引額は0円でございます。

以上、はなはだ簡単ではございますが、総務課所管決算の概要説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 今休憩という声が出たようですけどいかがですか。

（「賛成」の声あり）

議長（糸井満雄） 一応きりがついたところで、休憩を15分間とりたいと思います。

今20分でございますので、35分まで休憩といたします。

それでは暫時休憩します。

（休憩 午後2時20分）

（再開 午後2時35分）

議長（糸井満雄） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、課長からの説明を求めます。

吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それでは平成18年度の決算、企画財政課の所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、歳入からでございますけれども、決算書の16ページ、17ページをお開き願います。

第2款の地方譲与税でございますが、3譲与税を合わせまして2億6,719万1,000円を収入いたしております。

それから第3款、利子割交付金は1,022万8,000円、第4款、配当割交付金は891万8,000円、第5款、株式等譲渡所得割交付金は895万4,000円、第6款、地方消費税交付金は2億6,549万8,000円を収入いたしております。

次に、18ページ、19ページでございますが、第7款、自動車取得税交付金は7,060万9,000円、第8款、地方特例交付金は4,215万3,000円を収入いたしております。

第9款、地方交付税でございますけれども、46億5,904万4,000円を収入いたしておりますが、内訳は普通交付税が40億7,523万8,000円、特別交付税が5億8,380万6,000円でございます。普通交付税を17年度と比較いたしますと

3,519万6,000円の減、特別交付税は6,307万4,000円の増という数字になっております。

第10款、交通安全対策特別交付金は349万1,000円を収入いたしております。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。

国庫支出金、国庫補助金の第1款、総務費国庫補助金でございますが、合併市町村補助金9,687万5,000円収入いたしております。総合計画の策定事業、管理システム機器整備事業などの事業に交付を受けたものでございます。与謝野町への配分予定額は3億3,000万円で、18年度の配分額は1億9,800万円でございますが、1億63万6,000円は19年度に繰越明許を行っているということでございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。

府支出金、府補助金の第1款、総務費補助金で、住民自治支援事業費補助金を439万3,000円収入いたしております。各自治区で実施されました集会所の整備費等につきまして、未来づくり補助金の交付を受けたものでございます。未来づくりの補助金の交付総額は8,991万2,000円でございます。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

諸収入の雑入でございますが、備考欄上から3行目に、自治宝くじ市町村等交付金を1,463万9,811円収入いたしております。財団法人京都市市町村振興協議会から、宝くじ収益金の配分を受けたものでございます。

その下では自治宝くじ助成金を610万円収入いたしております。石川区の備品整備、藪後、下山田区の祭り備品等の整備事業に対しまして、宝くじ一般コミュニティの助成金を受けたものでございます。

52ページ、53ページをお開き願います。

第20款、町債は、総額15億2,910万円を借り入れいたしております。合併特例債等の借り入れ状況につきましては、後ほど資料を出させていただきたいというふうに思っております。

以上が歳入でございます。

次に歳出でございます。68ページ、69ページをお開き願います。

総務費の第3目、文書広報費でございますが、215万4,375円の支出済額となっております。広報紙等の印刷代が主なものでございます。

第3目、財政管理費は493万8,730円を支出いたしております。財務会計システムサポート負担金などでございます。

76ページ、77ページをお開き願います。

第6目、企画費でございますが、2億2,147万2,000円余りを支出いたしております。78ページ、79ページで掲載いたしておりますように総合計画の策定事業、自治振興補助金の交付、男女共同参画の計画づくり、町政要覧作成事業など、80ページ、81ページでは地域振興基金への積立金などを支出いたしたものでございます。

第7目、人材育成費は、26万9,890円を支出いたしております。82ページ、83ページに掲載いたしておりますように、ふるさと人づくり研修補助金などの交付を行ったものでございます。

第8目、国際交流費は、240万2,000円余りを支出いたしております。アベリスツイスとの交流事業に支出したもので、18年度は当町から派遣する順番で高校生6名、町長と事務局、計8名がアベリスツイスを訪問いたしました。

第10目、情報システム費は、4,056万4,000円余りを支出いたしております。電算システム管理運営にかかわる経費でございまして、システム機器保守委託料、パソコンリース料などでございます。

84ページ、85ページの第11目、地域情報推進費は、1,259万円余りを支出いたしておりますが、地域イントラネット管理運営にかかわる経費でございまして、保守委託料などの支出でございます。

90ページ、91ページをお開き願います。

第14目、地域交通対策費でございまして、地方バス路線運行維持支援事業で、生活交通路線維持費補助金を3,616万円支出いたしております。内訳は加悦フェローラインが949万円、丹後海陸が667万円でございます。

92ページ、93ページをお開き願います。

北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業は、2,661万円余りを支出いたしております。赤字補てんの経営対策基金拠出金につきましては、1,999万9,000円を支出いたしております。地域交通対策事業は34万8,000円余りを支出いたしておりますが、与謝野町公共交通のあり方検討委員会を立ち上げ、将来の与謝野町内の住民の足確保対策について協議をいただいたところでございます。

以上が、一般会計でございます。

次に、477ページからの土地取得特別会計決算についてご説明を申し上げます。

486ページ、487ページの歳出でございまして、第2款公債費は129万9,000円余りを支出いたしております。土地開発公社で先行買収している用地の利子を支払いいたしたものでございます。

第3款、諸支出金は、土地開発基金への積立金12万1,732円を支出いたしております。

以上が、土地取得特別会計でございます。

以上で、企画財政課所管分の決算の概要説明とさせていただきます。足りない部分につきましては、後ほどの質疑でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） それでは、加悦地域振興課が所管をいたしております有線テレビの管理費につきまして、簡単にご説明を申し上げます。

ページで申し上げますと84ページ、85ページをお開きいただきたいというふうに思います。

有線テレビ管理費につきましては、4,343万6,000円の決算額となっております。前年度と比べまして80万3,000円、1.9%の増となっております。なお、翌年度繰越額といたしまして2,209万円、翌年度に繰り越しをさせていただいております。これにつきましては地上デジタル放送の開始に向けました事業を繰越事業として、本年度現在、事業を進めをさせております。

次に、87ページの中段でございます。有線テレビ施設管理費でございますが、ここでは主に

有線テレビ事業に必要な経常的な経費を執行いたしております、13節、委託料では、ケーブル等の保守管理委託料ですとか、利用料システムの保守管理委託料など138万6,000円、ケーブルを張りめぐらすために借用をいたしております関西電力、並びにNTTの柱の使用料など275万7,000円が主なものとなっております。

1枚めくっていただきまして、有線テレビ番組制作事業では、主に倍組制作のための経費を執行いたしております。中でも番組づくりのために取材等お世話になっております臨時職員の1名の方の賃金として199万4,000円、録画用のテープですとか、毎月発行いたしております番組ガイドの印刷経費などを64万9,000円執行させていただいております。

また、同ページの中段、有線テレビのインターネット事業では、インターネットサービスを行うための経費の執行といたしまして、KDDIあるいはNTT回線の通信料に527万4,000円を、また、スタジオに設置しておりますネットワーク機器の保守委託料などに、548万5,000円を執行いたしております。

次に、歳入の主なものにつきまして、ご説明を申し上げたいと思います。23ページにお戻りいただきたいというふうに思います。

中段ぐらいに総務費使用料というところで、企画情報使用料がございます。有線テレビの主な収入といたしましては、有線テレビあるいはインターネットの使用料ということになっております。決算額は3,309万8,000円で、徴収率は96.7%となっております。滞納繰越分を合わせまして110万円余りの未収金がございます。今後は、これまで以上に徴収率のアップに努めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたしたいというふうに思います。

以上が、有線テレビ事業の18年度決算の主な内容でございます。

十分ご審議いただきまして、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） それでは税務課所管分について、ご説明を申し上げます。

歳入からご説明を申し上げたいと思います。決算書の14、15ページをお開きください。

1款、町税でございますが、町民税から都市計画税までの調定額は18億7,548万4,073円、これに対します収入額は17億3,531万4,468円でございます、差引未収額は1億4,016万9,605円となっております。収入歩合は92.53%となっております、未収額から不納欠損処分額の219万4,537円を差し引きました収入未済額、1億3,797万5,068円が19年度への滞納繰越額となります。前年度と比較いたしまして収入歩合は0.1%のダウン、滞納繰越額は545万2,312円の増となっております。

これの内訳でございますが、現年度分の調定額は17億4,277万9,317円、収入額が17億1,147万1,126円で、差引未収額は3,130万8,091円でございます。収入歩合は98.20%で、前年度対比0.24%のアップとなっております。滞納繰越分の調定額は1億3,270万4,756円、収入額が2,384万3,342円で、差引未収額は1億8,861万1,414円でございます。収入歩合は17.97%で、前年度対比0.25%のダウンとなっております。

次に、国民健康保険特別会計の方へまいります。514、515ページをお開きください。

第1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者、退職被保険者にかかります保険税の調定額は8億8,518万2,717円、これに対します収入額が6億9,829万1,383円で、差引未収額は1億8,689万1,334円となっております。収入歩合は78.89%となっております、未収額から不納欠損処分額393万2,560円を差し引きました収入未済額1億8,295万8,774円が、19年度滞納繰越額となります。前年度と比較いたしまして、収入歩合は0.35%のダウン、滞納繰越額は1,406万457円の増となっております。

これの内訳でございますが、現年度分の調定額は7億7,183万3,300円、収入額が6億7,567万7,995円で、未収額は4,150万5,305円でございます。収入歩合は94.21%で、前年度対比0.74%のダウンとなっております。滞納繰越分の調定額は1億6,799万9,417円、収入額は2,261万3,388円で、差引未収額は1億4,538万6,029円でございます。収入歩合は13.46%で、前年度対比2.26%のダウンとなっております。

町税と国民健康保険税を合わせますと、調定額が27億6,066万6,790円、収入額は24億3,360万5,851円、差引未収額は3億2,706万939円でございます。収入歩合は88.15%でございます。未収額から不納欠損処分額612万7,097円を差し引きました3億2,093万3,842円が、19年度滞納繰越額となります。前年度と比較いたしますと、収入歩合は0.34%のダウン、滞納繰越額は約1,950万円の増となっております。

以上が、歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、96、97ページをお開きください。

1款、総務費、2項、徴税费、2目、賦課徴收費の13節、委託料で、1,180万4,100円支出しております。備考欄に、固定資産税評価業務の18年度の固定資産税の評価額を更新するための固定資産税評価更新業務委託料ほか委託料981万9,600円、それから賦課徴收費、一般経費の中段でございますが、集合徴収から税目ごとへの徴収の切りかえに伴う、システムの変更にかかりますプログラムネットワーク設定委託料198万4,500円でございます。

以上、簡単でございますが、税務課所管分のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 藤原住民環境課長。

住民環境課長（藤原清隆） 続きまして、住民環境課所管分の決算につきまして、ご説明申し上げます。

131ページをお開きください。

3款、民生費、5目、社会福祉施設管理費の算所会館管理運営事業にかかります実績でございますが、デイサービス事業が48回、延べ491人、食生活改善講習会等の地域交流支援事業が33人、会館の利用が399回、延べ4,123人となっております。

次に、160ページをお開きください。

4款、衛生費、4目、斎場費の阿蘇霊照苑管理運営事業ですが、11節、需用費の修繕料は火葬炉制御盤のシステム部品の交換修理46万7,250円ほかでございます。

また、15節の工事請負費78万6,450円は、火葬炉の1号炉と2号炉のセラミック、断熱材でございますが、これの張りかえ工事でございます。

次に、165ページをお開きください。

4款、衛生費、1目、清掃総務費のごみ処理計画策定事業333万9,000円ですが、与謝野町の一般廃棄物処理計画、災害廃棄物処理計画を策定したものでございます。

次に、167ページをお開きください。

一般廃棄物処理委託事業の13節、委託料の廃棄物広域処理委託料1億90万1,721円は、宮津市清掃工場の委託料ですが、運営経費の見直しによりまして与謝野町の委託料が前年度より906万5,000円の減でございます。

また、19節の負担金補助及び交付金の宮津市清掃工場周辺地域健康対策基金積立金490万3,800円は、13年度から関係市町で年1,000万円ずつ基金に積み立てをしてまいりましたが、18年度で終了でございます。なお、これに伴います健康診断等の支出実績は、現在のところございません。

次に、同じページの廃棄物処理施設管理運営事業の11節、需用費の修繕料659万3,984円ですが、野田川最終処分場の落雷に伴います記録計等の修繕315万円。それから岩滝最終処分場の焼却炉の修繕93万1,350円ほかでございます。

次に、169ページをお開きください。

15節、工事請負費189万9,450円の内訳でございますが、野田川最終処分場の遮水シート補修工事141万7,500円、加悦奥グラウンドゴルフ場整備工事48万1,950円でございます。

次に、同じページの野田川衛生プラント管理運営事業の11節、需用費の修繕料457万9,220円でございますが、汚泥発酵乾燥機のローラーの修繕136万5,000円、使用中のごみを破砕する切り刃等の交換94万800円等でございます。

次に、次のページの野田川環境衛生プラント施設整備事業の15節、工事請負費3,458万9,905円ですが、設置後19年を経過をしまして老朽化が著しい焼却炉の撤去工事に997万5,000円、発酵乾燥機から粉塵汚泥の漏えいを防止する汚泥発酵乾燥機改良工事に916万6,500円、昭和61年に設置をいたしましたフロア制御盤の老朽化に伴います更新工事に386万4,000円等、9件の施設整備を実施したものでございます。

次に、歳出につきまして、ご説明を申し上げます。

23ページをお開きください。

3目、衛生使用料、2節、清掃使用料の野田川衛生プラント使用料1,779万386円、それから27ページの3目の衛生手数料、2節の清掃手数料のくみ取り手数料の現年度分9,549万920円と、滞納繰越分11万7,880円を合わせますと、前年度より656万2,000円の減の1億1,339万9,000円で、最大の平成8年度と比較しますと約4,360万円の減となっております。その他阿蘇霊照苑の火葬炉の整備事業、それからし尿処理収集車の購入事業、衛生プラント施設整備事業、野田川最終処分場整備事業に伴いまして、それぞれ補助対象事業費の2分の1の補助金を受け入れております。

以上で、住民環境課所管分の決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 福祉課の所管分について、ご説明申し上げます。

一般会計の歳入からご説明申し上げますので、決算書の20、21ページをお開きください。

11款、分担金及び負担金、2項、負担金、2目、民生費負担金の2節、児童福祉費負担金の保育料の徴収率は、一般分の現年度分98.86%、滞納繰越分16.50%で、不納欠損額205万7,486円は、平成13年度以前の滞納繰越分12名につきまして、消滅時効により不納欠損処分を行ったものでございます。

また、収入未済額668万8,510円の内訳でございますが、現年度分が16名、194万6,000円、滞納繰越分が28名、474万2,510円でございます。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げますので、110、111ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の一番下から113ページにかけての暮らしの資金貸付事業は、基金に利子分2,039円を繰り出しておりますが、年度末の貸付額は207件、2,194万1,000円となっております。

その下の社会福祉施設等従事者就学資金貸与事業は、旧野田川町で貸し付け決定を行ったもので、2名に60万円を貸し付けております。18年度が最終の貸し付け年度でございまして、年度末の貸付額は12名、625万6,000円。このうち4名、96万6,000円が未収となっております。

114、115ページをお開きください。

2目、障害福祉費の支出済額は4億2,647万3,000円で、障害者自立支援法の施行に伴い低率負担1割の導入、新サービス体系への移行、報酬単価の引き下げなどによりまして、117ページの障害福祉サービス事業は、前年度費2,613万円減額の2億4,901万8,000円を支出しております。

121ページの障害者福祉計画策定事業316万3,000円、障害程度区分認定等事業184万3,000円、123ページの共同作業所食事助成事業73万9,000円などは新規に実施を行った事業でございます。

3目、高齢者福祉費の支出済額は3億4,235万1,000円で、前年度比7,030万円の減額となっておりますが、移送サービス事業が社会福祉協議会の独自事業になったこと、地域包括支援センターの設置に伴い、在宅介護支援センター委託料を減額したこと、在宅介護者激励金の支給、給食サービス事業など、介護保険特別会計への地域支援事業費に組みかえて支出をしたことなどが、主な要因でございます。

133ページから135ページにかけての5目、社会福祉施設管理費の岩滝ふれあいセンター管理運営事業では、玄関ホールドア改修工事、ホール及び機能回復訓練室の空調整備工事費など、総額1,039万5,000円を支出しております。

137ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費の児童手当支給業務でございますが、児童手当が小学校第3学年終了前から小学校終了前までに引き上げられたことにより、前年度比3,518万円増額の1億7,054万8,000円を支出しております。

139ページをお開きください。

児童生徒医療事業は、昨年11月から償還払いを現物給付に改正しましたので、前年度比1,079万円増額の3,043万4,000円を支出しております。

141ページをお開きください。

児童遊園地建設事業は、土地開発基金からの土地の買い戻しなど、総額1,567万3,000円を支出しております。

145ページをお開きください。

2目、児童福祉施設費の保育所整備事業では、桑飼保育園の耐震補強工事、進入路及び駐車場整備工事、岩屋保育所の下水道接続工事など、総額2,022万6,000円を支出しております。

引き続き、介護保険特別会計の事業勘定につきまして、ご説明申し上げます。

442、443ページをお開きください。

1款、保険料、1目、第1号被保険者保険料の1節、現年度分特別徴収保険料の徴収率は100%で、収入未済額の欄のマイナス49万3,270円は、死亡や転出などにより還付すべきところを還付ができておりませんので、未還付金を計上しているものでございます。

2節、現年度分普通徴収保険料は徴収率92.88%で、収入未済額282万1,080円には、未還付金5万500円を含んでおりますので、実質の未収金は109名、287万1,580円でございます。

3節、滞納繰越分普通徴収保険料の徴収率は32.29%で、不納欠損額435万4,915円は、平成15年度以前の滞納繰越分248名につきまして、消滅時効により不納欠損処分を行ったものでございます。また、収入未済額271万6,510円は、未納者173名となっております。

448、449ページをお開きください。

1款、総務費、3項、介護認定審査会費は与謝野町分1,608件、伊根町分307件の審査を行い、関連経費2,089万3,000円を支出しております。

450、451ページをお開きください。

2款、保険給付費は、要介護認定者968名、要支援認定者279名に対する介護サービス等の給付に、前年度より1,363万円増の17億1,104万9,000円を支出しております。

456、457ページをお開きください。

3款、地域支援事業費ではリハビリ教室、物忘れ予防教室などの介護予防事業、地域包括支援センターを中心とした包括的支援事業のほか、給食サービス事業、在宅介護者激励金の支給などの任意事業を実施し、2,833万円を支出しております。

次に、サービス事業勘定でございますが、472、473ページをお開きください。

歳入の1款、サービス収入は、地域包括支援センターが取り扱いました要支援認定者の介護予防ケアプランの作成収入でございます。

474、475ページの歳出の2款、事業費は、介護予防ケアプランの作成を、岩滝あじさい苑ほか7事業所に委託をしたものでございます。

以上、簡単ではございますが、福祉課所管分の説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは続きまして、保健課が所管しております項目につきまして主なもの、または昨年度と比較しまして異なるものについて、ご説明を申し上げたいというように思います。説明させていただきますのは一般会計、国民健康保険特別会計、そして老人保健特別会計でございます。

まず、決算書の113ページをご覧ください。

3款、民生費でございます。この備考欄の右下の方に、母子、父子福祉医療事業といたしまして1,864万4,998円の執行をいたしております。

ページが変わりまして、121ページをご覧ください。

この中ほどに障害者福祉医療事業としまして4,258万342円、その下に重度心身障害老人健康管理事業3,830万3,865円というのがそれぞれございますが、これらにつきましては、母子、父子の方でありますとか、また障害を持たれた方などの医療費助成として、それぞれ支援させていただいたものでございます。

次に、127ページを開いてください。

この中ほどに老人保健医療事業というのがございます。この中の19節、負担金補助及び交付金でございますが、この中に後期高齢者医療市町村分賦金27万9,564円がございますが、これにつきましては、後期高齢者広域連合経費に対する分賦金でございます。かかった費用を京都府下すべての市町村で按分して、与謝野町が負担したものでございます。

この民生費の中では、このほかにも国民健康保険特別会計、また老人保健特別会計への繰出金として、合計で3億6,468万4,446円といった大変大きな金額を執行いたしております。

続きまして、4款、衛生費でございます。ページは、155ページをおき開きください。

この右上の13節、委託料といたしまして、4,964万8,578円がございます。これにつきましては住民検診、がん検診をすべて無料で行ったものでございまして、基本検診の受診者数は合併前と比較しまして、40歳以上では19%アップをいたしております。多くの方に受診いただいております。

このほか衛生費の中では、妊婦健診でありますとか健康づくり事業、予防接種、さらには休日応急診療所等の費用を執行いたしまして、町民の健康づくりや子供の健やかな成長を守るための多くの事業を行ってまいりました。

歳入につきましては、障害者医療等の福祉医療や基本検診費用に対しましては、国や府から一定の補助を受けて事業を実施しております。

以上が、一般会計における保健課の主な内容とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。

ページは、536ページでございます。

この536ページ、歳入総額が25億5,159万175円、そして歳出総額が25億4,797万3,752円、差し引き361万6,423円の黒字決算ということになっております。しかし、この平成19年9月、ことしの9月いっぱいまで、75歳までの前期高齢者の方を国民健康保険がすべてカバーしていくということになっておりますので、対象者がふえ続けるということでもありますので、ここのページ、525ページをお開きください。

525ページ一番下の左のところに、合計金額17億4,334万6,052円、これが保険給付費でございますけれども、これは17年度と比較しまして9.4%の大きな伸びとなっております。

この国民健康保険特別会計はご承知のとおり、医療費の動向により収支が大きく変化する性格のものでありまして、今後も疾病の予防事業や総合健診の無料化等により、病気の早期発見、早期受診勧奨によりまして、保険給付費の削減に努めるとともに、また、国保税の収納につきましても、努力してまいりたいというように思っております。

次に、国保勘定の直診勘定について、ご説明を申し上げます。

ページは、556ページでございます。

直営診療所施設勘定につきましては、歳入総額7,346万7,255円、歳出総額が6,677万826円で、差し引き669万6,429円の黒字決算となっております。

18年度中の患者数を見ますと、年度当初、18年4月には4月の1カ月の患者数が286名であったものが、年度末、平成19年3月には450人に、1.6倍にふえております。多くの患者さんにご利用いただいております。

しかしながら歳入のうち、一般会計からの繰入金で2,381万5,000円もあることから、今後につきましては一般会計の繰入額がなるべく少なくなるように、一生懸命経営努力を進めてまいりたいというように思っております。

続きまして、老人保健特別会計の説明をさせていただきます。

ページにつきましては、572ページをお開きください。

この歳入総額が22億9,328万7,703円、歳出総額が23億3,673万6,985円でございます、差し引き4,344万9,282円の赤字決算となりました。

この不足分につきましては、19年度からの繰上充用で対応いたしましたけれども、原因につきましては、国からの補助金についてが減額交付されるということになりましたので、これが大きな要因ということになっております。

この会計につきましては、支払基金や国、府、町が応分の負担をいたしておりますので、赤字となりましても次年度におきまして、すべて精算措置がとられるということになっております。

本年度の医療諸費につきましては、569ページをお開きください。

569ページの左上、支出済額のところでございますけれども、23億1,981万2,719円というのがございますが、これは昨年度と比較しまして7.7%の増となっております。この老人保健特別会計につきましては、亡くなられた方等によりまして人数が減ってきたにもかかわらず、医療費が大きく伸びたという原因につきましては、入院患者の方の医療費が伸びたということが、大きな要因になってございます。

以上、保健課が所管しております18年度決算にかかる概要説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） それでは農林課所管分につきまして、特徴的な点に絞ってご説明を申し上げます。

歳入につきましては、歳出の中で一括してご説明をさせていただきます。

なお、金額につきましては、1,000円未満を略させていただきますので、ご了解をいた

きたいと思います。

また、決算参考資料でございますが、農林水産業費につきましては、53ページから57ページに、また、災害復旧費については67ページに詳しく掲載をさせていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

それでは決算書のページに沿って、ご説明を申し上げます。

まず、174ページをお開きください。

6款、農林水産業費でございます。1項、農業費の1目、農業委員会費は、177ページにかけまして、総額で2,465万6,000円支出しております。

主なものとしましては、職員2名分の人件費、委員26名の報酬などのほか、農家台帳管理事業で3町を一本化した農地基本台帳システムの構築に、264万6,000円の委託料を支出いたしております。

次に、178ページ、下の部分から185ページまでが、3目、農業振興費でございます。

主なものを申し上げますと、181ページ下に、水稻共同防除事業で無人ヘリコプター防除に対する20%の補助金、216万9,000円を交付いたしております。また、自然循環農業推進事業で、大豆の生産振興や、京のまめっこ肥料購入補助など1,224万9,000円を支出し、これにつきましては、未来づくり交付金50%を歳入いたしております。

また、183ページには、中山間地域等直接支払い交付金を16集落、316ヘクタールを対象に4,482万6,000円支出し、うち町負担割合は25%でございます。

185ページでございますが、京の米産地づくり事業及び京の稲作担い手緊急支援事業は、いずれも府の新規事業を活用したものでございます。

京の米産地づくり事業は116万円支出しており、ソフト部分では府の50%補助を受け、京のまめっこ米の食味コンクール出店や専用米袋の作成など、また、ハード部分におきましては、府の補助によります40%の肥料散布機械の購入補助を行ったものでございます。

京の稲作担い手緊急支援事業は、申請のありました4組合、1法人に対して、コンバインやトラクターなど稲作用機械の府補助分、3分の1を補助いたしたものでございます。

次に、4目、農地費でございますが、187ページをお開きください。

農業用施設管理事業で、蛇谷堰堤浚渫工事負担金を333万1,000円支出しております。農業用水管理分として上水道会計へ2分の1を負担したものでございます。

その下、農業用施設整備事業では、工事請負費を2,277万3,000円支出しております。岩屋森ノ下水路、香河日晩寺下農道舗装、温江堀池用水路の改良工事を、府の補助40%を受けて実施したものでございます。

次に、190ページをお開きください。

7目、農業施設管理費は、193ページにかけまして8つの施設の決算を計上しております。

直営の施設であるもの、昨年9月1日から指定管理施設に移行したものがございます。

この中で、冷凍米飯加工施設管理運営事業で設計監理委託料を322万3,000円、工事請負費を1,796万円支出しております。駐車場の整備、並びに加工室等の増設工事を行い、一部19年度に繰り越しを行いまして、本年5月末には完成をしたものでございます。

また、リフレかやの里管理運営事業で、管内の冷暖房施設や脱衣場、廊下などのリフレッシュ

工事として、工事請負費1,277万8,000円を支出し、これにつきましては、50%の未
来づくり交付金を歳入しております。

次に、2項、林業費の2目、林業振興費でございますが、197ページをお開きください。

まず、有害鳥獣対策事業は、処理手数料を123万円支出しております。シカ、イノシシを
246頭、前年の2倍に当たります頭数を駆除していただいております。

また、補助金では、防除施設設置事業補助金を240万4,000円を支出しております。
8地区、1,280メートルの電気柵を、府の補助50%を受け、地元には60%を補助させて
いただいたものでございます。

また、そのページ下の林道等整備事業は、工事請負費を5,798万5,000円支出して
おります。下谷林道改良工事を府の補助65%を受けて行ったもので、平成17年度からの繰越分
1440メートルを含んでおります。

199ページの中ほどに、災害に強い森づくり事業で1,400万円を支出しております。

台風23号災害を受けた府の新規事業でございますが、事業費全体を委託金として町が受けて
行いますもので、香河、温江、与謝3カ所の治山ダムの浚渫を行ったものでございます。

200ページから203ページにかけましては、3目、林業施設管理費として、2つの施設の
決算を計上しております。いずれも直営施設でございます。

最後に、11款、災害復旧費でございますが、328ページから331ページに計上して
おります。

農業用施設災害復旧事業は14件で、1,709万4,000円、農地災害復旧事業は22件
で、2,289万8,000円、林業用施設災害復旧事業は9件で、1,953万6,000円、
農業災害復旧事業は9件ほかで871万円、それぞれ支出をいたしております。一部を除きまし
て、大部分は台風23号災害によるもので、3年目の最終年度となる平成18年度で、すべての
復旧を完了したものでございます。

以上が、平成18年度の農林課所管分の決算内容でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議 長(糸井満雄) それでは休憩という言葉を受けておりますので、ここで休憩をいたします。

50分まで休憩します。それでは休憩します。

(休憩 午後3時35分)

(再開 午後3時50分)

議 長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、課長からの説明を求めます。

太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) それでは引き続きまして、商工観光課所管にかかわります説明をさせてい
だきたいと思っております。

初めに、歳入からの説明でございますが、商工観光課につきましては、各施設の収入が主なも
のでございますので、特に今回新しく発生しました内容のみの報告をさせていただきたいと思
います。

47ページをお開き願いたいと思っております。

諸収入の中に延滞金ということで、1目、延滞金を上げておりまして、その中に遅延利息延滞金ということで、ちょっとわかりにくい書き方をしておりますが、3万1,072円を上げております。これにつきましては、京とうぶ加悦の里株式会社に貸与しております土地がございますけれども、一定契約の中で定めておりました納期期日以内に納付がなされなかったということで、契約行為の中で延滞金を徴収することができるということでございますので、今回、その期限内に納付ができませんでしたので、その部分の延滞金を取った金額が3万1,072円ということでございます。

それから、次に49ページをお開き願いたいと思います。

49ページにつきましては、3目の商工費貸付金元金収入でございますが、この中で上げております、これは初めての分でございますが、収入未済額39万6,000円という金額を今回上げておりますが、これは起業者暮らしの資金が償還期限内に返還ができなかった分ということで、39万6,000円を上げさせていただいております。ちなみに、7件分でございます。

収入につきましては、内容的には余り好ましくない内容の報告となりましたが、この2件を報告させていただきたいというふうに思います。

続きまして、歳出を報告させていただきたいと思います。

173ページをお開き願いたいと思います。

5款の労働費でございますが、勤労者総合福祉センター管理運営事業でございます。ご承知のとおり、現在では指定管理者施設として定めまして、引き続き財団法人コミュニティ野田川に管理運営を委託しております。4月から8月までは委託料、9月から3月までは指定管理料として支出をしておりますので、その金額を明記しております。また、本施設につきましては、18年度末に施設の冷暖房施設システムが故障しましたことに伴いまして、修繕を行うことといたしましたけれども、工期的に年度内に履行できないということで、繰越明許を行っておるものでございます。

2目の雇用対策費でございますけれども、雇用促進奨励事業につきましては、特に大きな金額は支出をしておりませんが、18年度では国の補助事業でございます地域雇用創造調査研究事業に取り組みました。事業費400万円でございますけれども、この事業費につきましては、国の労働局の交付金で賄うということでございますので、直接国から調査会社の方に支出を行っていただいているものでございまして、この調査研究に伴いまして、でき上がりました報告書をもとに、今後地域の雇用創出につきまして、事業展開等を検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、203ページからでございますが、お開き願いたいと思います。

商工総務費、1目、商工総務費でございますけれども、この中に消費生活推進事業がございます。額的には非常に少ないんでありますけれども、ちなみに全国的にトラブルっております消費トラブル事案が、与謝野町内にもたくさん発生しております。そういった中で、非常に複雑多岐にわたります内容のものが発生しておりまして、現在、職員の資質向上と言いますか、対応のできる研修等に参加をさせていただいております、処理を行っているものでございます。事業費的には少ないんですが、非常に重要な取り組みを行っていることを、報告を申し上げておきたいというふうに思います。

引き続きまして、205ページをお開き願いたいと思います。

2目、商工業振興事業費でございますが、8事業を実施しております。商工会の助成事業につきましては3事業の助成でございますが、継続事業で特に目新しい事業はございません。

商工業者金融支援事業につきましても一定の支援を行っておりますので、特に申し上げることはございません。

産業振興事業につきましては、商工業者の活性化を図っていくために人材育成、商業活性化、創業、商品等の支援を行っておりますけれども、今回、新商品関係の取り組みにつきまして、7業者から手を挙がりまして、積極的な取り組みを行っていただいているものでございます。

次に、織物振興対策事業費でございますが、継続事業としまして、引き続き着物を着る機会づくりだとか、染め、織りの技術習得のための事業推進を図ってまいりました。

現在、新たな動きとしまして、手機の環境が織物技能訓練センターに構築できておりますので、手機のグループひまわりの実が設立されまして、自己の研修はもとより体験の受け入れにも積極的に活動いただいております、体制が整っております。

この場をお借りしまして報告をしておきたいと思ひますし、また、施設内の連携の中で、絹のギャラリーもこの施設内で展開がされておりますことも、あわせて報告をしておきたいと思ひますし、施設の活性化が図られますことを、私たちが望んでいるところでございます。

次に、優良産品認定事業につきましては、新町、与謝野町になってからの初めての事業でございます。3町の地域の方々の産品を募集いたしまして、審査を行ったものでございます。

不二家等の企業との関係で、食の安全の問題で食品にかかります認定につきましては、非常に時間がかかったわけでございますが、業者の方々と商品表示の問題等々につきまして、京都府のアドバイスを受けながら取り組みをいたしまして、一定成果があったことを報告いたしまして、ちなみに34事業所、57品目、うち商品が32品目を認定いたしまして、年度末にはパンフレット1万部を作成し、現在PRを行っているところでございます。

次に、企業立地推進事業でございますが、企業立地は現在非常に難しい状況にあってございまして、引き続き、京都府との連携による情報収集を行っております。与謝野町内の工業適地の調査は、現在実施をしておるものでございます。

続きまして、商店街街路灯の維持管理事業でございますが、過去に商店街が設置しました街路灯の維持管理費の2分の1を支援を行っております。現在、7団体に支援を行っているものでございます。

次に、209ページをお開きください。

3目、商工施設管理費でございますが、3施設の管理を行っております。

先ほど触れました織物技能訓練センター、それから加悦染色センター、それから母と子どものセンターがございまして、織物技能訓練センターは、先ほど申しました取り組みが積極的になされております。

また、加悦染色センターにおきましては、染色技術員がおりますので、現在では染色教室の開催や、特に体験学習の受け入れを積極的に行ってきたまっておりますことを、報告申し上げたいというふうに思ひます。

続きまして、4目の観光費でございます。観光事業費、3事業を実施しております。

観光振興団体の助成、3観光団体への支援を行っております。現在は与謝野町観光協会というふうになりましたけれども、18年度は3団体に支援を行ったものでございます。

あわせて、観光イベント開催事業につきましては、ひまわり15万本事業、旧岩滝の温泉まつりをオースタムフェスティバルと命名いたしまして、2事業を実施いたしました。

観光宣伝事業につきましては、各種のキャンペーン、キャラバンの観光パンフ等の送付なり、広告宣伝費が主なものでございます。

次に、213ページをお開き願いたいと思います。

5目、観光施設管理費でございますが、11施設の管理運営を行っております。

特徴的なものだけの説明をさせていただきたいと思います。

215ページ、大内峠一字観公園、これにつきましては地元の方々、管理運営委員会や大内峠の保勝会のご協力のもと運営を行っております。ちなみに収支バランスを申し上げますと、町の持ち出しが、結果的に56万円で一応おさまったということで、地域の方に改めてお礼を申し上げたいというふうに考えております。

次に、217ページ、旧加悦町役場でございますけれども、ご承知のとおりこの施設につきましては、昨年9月から花皆懂に賃貸をいたしておりますので、8月までの収支の計上を行っているものでございます。なお、ちりめん街道の玄関口として、花皆懂につきましては積極的に取り組みをいただいているところでございます。

次に、道の駅でございますけれども、この施設も昨年9月から指定管理施設として、引き続き第三セクタータンゴフロンティア株式会社に管理運営をゆだねております。

この施設は、指定管理料は支払っていない施設でございますが、企業努力で運営を行っております。これにつきましては、ご承知のとおり道の駅、並びに与謝野町の観光インフォメーションセンターとして位置づけておりますので、その経費につきましては計上させていただいたものでございます。

続きまして、219ページをお開きください。

クアハウス岩滝でございますが、これは直営で運営を行っているものでございます。常に経営の安定化を図るということで、いろんな取り組みをしております。

ちなみに会員確保のためのDM、それから企業訪問によります社員の福利厚生に伴います特約契約の取り組みなど、職員と一丸となって取り組みましたけれども、バランスシートでは2,100万円の持ち出しという結果になりました。なお、この収支状況につきましては、決算資料68ページに添付しておりますので、お目通しをいただければというふうに思います。

それから221ページから222ページの加悦双峰公園でございますが、従来からこの施設につきましては、夫婦住み込みで維持管理を行っていただくという形をとっております。18年度におきまして、その形でオープンをいたしましたけれども、8月にご主人の体調不良によりまして、9月から休園という形をとらざるを得ない状況になりました。

その間、新たな公園の維持管理につきまして内部で議論いたしまして、現在は2名体制で泊まりなしという形で取り組みをしているところでございますが、18年度におきましては、特に施設修繕という部分で経費を費やしております、223万7,833円を要しております。これにつきましては、18年度オープンに向けて雪害による施設修繕と、それから19年度からのオ

ーブンに向けてのシャワー棟の修繕等々、ここに修繕費をかなり投じたということでございます。
続きまして、野田川森林公園でございますが、本施設も指定管理者施設として定めまして、財団法人コミュニティ野田川に管理をゆだねております。

本施設内にあります京都府ユースセンターにつきましては、指定管理施設としては定めておりませんので、委託料という形になっておりますが、総額で1,162万2,000円を支出をしているところでございます。

以上、簡単でございますが、商工観光課所管の決算内容ということでございます。

よろしくご審議賜りご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） それでは建設課所管の決算について、ご説明を申し上げます。

建設課につきましては、一般会計で土木費、特別会計では宅地造成事業の特別会計と石田の土地区画整理事業の特別会計とで、ご説明をさせていただきます。

ただ、一般会計土木費につきましては、いわゆる社会資本整備ということにほとんどがなりますので、特に政策的に特徴的なことだけに限って、説明をさせていただきたいというふうに思っております。

224、225ページをお開きください。

8款、土木費につきましては、支出済額が14億3,700万円、翌年度へ繰越額1億3,900万円ということで、繰り越しにつきましては、ほとんどが道路新設改良費の部分で、繰り越されるという部分があります。

次に、229ページ、最上段になりますが、耐震診断補助事業ということで、18年度につきましては30軒のお家で、1軒当たり2万8,000円の委託になるわけですが、個人負担2,000円ということで30軒を耐震診断をさせていただいております。これにつきましては、国の補助金が2分の1、それから京都府の補助金が4分の1入っているということです。

なお、決算と直接かかわりはないんですが、今月、9月15日の土曜日に、ショッピングセンター「ウイル」の中で耐震診断フェアということで、この事業の啓発をやっていきたいというふうに考えております。

それから231ページ、ちょうど中段になるわけですが、街路灯、防犯灯の整備管理事業ということで1,394万4,000円を上げさせていただいております。

光熱水費1,100万円につきましては、町内3地域で約3,500基の街路灯、防犯灯のいわゆる電気料金ということになっておりますし、工事請負費につきましては防犯灯の新設、昨年は京都府の補助金2分の1をいただきながら、26基を整備したということになっております。

次に、233ページのちょうど中段あたりに除雪対策事業ということで、1,455万2,000円を上げさせていただいております。

除雪作業の委託料は1,045万7,000円ということになりますが、現実的には31社でブルドーザー、タイヤドーザー67台に待機していただいております。この待機いただくために907万5,000円の待機料が必要です。

それから本年度につきましては、温かいということで、実質的には4日出動、作業委託につきましては約63時間分、118万7,000円が支出をされております。

それから備品購入費359万5,000円につきましては、小型の除雪機械8台を購入いたしまして、地域で使用していただいている。これにつきましても、京都府の補助金2分の1を受け入れながらということになっております。

それから235ページをお開きください。

道路新設改良事業ということで、4億8,400万円ということなんですが、工事請負費3億5,000万円につきましては単独工事が24路線、大きな路線で言いますと岩滝地域の山手線の法面の整備をした工事、あるいは野田川地域では青田橋線の道路改良工事等々24路線の工事、それから補助対象工事といたしましては、明石香河線と岩屋川線の道路改良工事、合わせまして28路線、3億5,000万円を支出しております。

それから237ページの最下段の方に、河川維持管理事業があるわけですが、河川維持管理委託ということで委託料が849万8,000円。

このうち河川の草刈り業務委託料ということで、18件の業務委託を628万2,000円を出しております。これについては600万円程度は京都府からの委託料を受け入れながら、河川の維持管理をやったということでありまして。

それから都市計画、241ページ最上段、街路整備事業ということで3,500万円を支出しておりますが、13、委託料につきましては、平和通りの家屋調査2件、あるいは不動産鑑定2件という形で委託料を支出しております。それから負担金につきましては、岩滝海岸線の街路事業ということで、海岸線につきましては、去年は京都府、あるいは国につきましては、2億7,700万円の事業をやっております。ほとんど見えておりませんが、いわゆる都市開発公社から先行取得されとる用地を買い戻しておるという作業を、京都府が2億7,700万円やっております。それについて与謝野町の負担額が3,444万円ということで負担金を上げております。

それから、次の243ページをお開きください。

都市公園整備事業ということで、これも国の補助金を2分の1受け入れながら、工事請負費9,880万2,000円を支出しておりますが、阿蘇シーサイドパークの整備工事、これにつきましては駐車場の整備ができました。それからあずまや2カ所、あるいは水飲み場の設置、それから照明灯を7基設置するような事業で9,800万円を支出しております。

それから、245ページの中段からは住宅費になるわけですが、与謝野町内21団地、351戸の管理事業をさせていただいておるということになっております。

これが土木費の歳出でありまして、歳入につきましては、25ページをお開きいただいて、土木使用料、住宅の使用料についてだけ説明をさせていただきます。

調定額は6,172万7,000円、収入済額が5,431万1,000円ということで、町営住宅の現年度分につきましては98%の収納率、4,874万7,000円。それから住宅の使用料の滞納繰越分が10.0%、120万6,680円。それから町営住宅の駐車場の使用料ということで、現年分につきましては98.0%の430万400円、それから滞納繰越分につきましては、50%の5万7,000円を受け入れさせていただいております。

あともう1点、雑入になりますが、53ページをお開きください。

雑入の上から7、8段目に、野田川災害助成補助事業補償金500万2,000円が上げてあります。

これにつきましては旧加悦で、野田川の災害復旧事業をしました。そのときに1.2キロの延長でやったわけですが、この区間内に2カ所の遺跡がありました。この遺跡の復旧をするのに京都府の施設ではないことから、京都府として買収することができないということがありましたので、与謝野町が代行で買収をした。用地買収費、3名、4筆について町が買収し、補償金として京都府から502万円を受け入れたという経理をしております。これが一般会計の説明とさせていただきます。

それから宅地造成事業特別会計は、375ページからになります。

383ページをお開きください。歳入につきましては、661万8,887円が収入済となっております。これにつきましては、日吉が丘団地の15という区画が1区画売り払いができました。これにつきましては、平米単価が2万7,550円で、240.25平米ということになります。

それから385ページで、歳出につきましては、一定分譲団地の工事請負費につきましては、三河内の大同で造成事業をやっておりますので、1期工事ということで70万8,000円の工事請負等と、それから前年度に繰上充用金を1億5,400万円ということで決算をしております。

なお、ちょっと戻っていただきまして380ページにつきましては、歳入歳出の差引不足額が出たということで、翌年度歳入繰上充用金1億4,845万958円で歳入不足を補てんしたという決算をしております。

次に、489ページからの石田土地区画整理事業特別会計の決算報告です。

496ページ、497ページで歳入につきましては、一般会計から4,515円を繰り入れをしております。

それから498、499ページ、歳出では、需用費、消耗品費ということで、境界杭4,515円で杭を消耗品で買わせていただいとる決算をさせていただいております。

以上が、土木費にかかります決算ということで、説明を終わらせていただきます。

ご審議をいただいてご承認を賜りますように、よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） それでは私の方から、教育費の中でも教育総務課の部分にかかります決算のご説明をさせていただきます。

この後、教育推進課の所管の部分につきましては、担当課長の方からご説明をさせていただきます。

まず初めに歳入の部分でございますが、決算書の30ページ、31ページをお開きください。

13款の国庫支出金、その下の方になりますが、小学校費の補助金の関係でございます。

まず1つ目には、小学校費でございますが、学校施設耐震診断補助金としまして139万3,000円でございますが、この補助金につきましては、岩滝小学校の耐震診断にかかります国土交通省の補助金でございます。補助対象事業費の3分の1という補助率でございます。

その下に掲載をしております、安全・安心な学校づくり交付金1,626万1,000円でございますが、これは加悦小学校と岩滝小学校の耐震補強工事に対する文部科学省の交付金でございます。この交付金につきましては、補助対象事業費の2分の1の補助率でございます。

それから、その下の中学校費の補助金でございますが、一番下に書いております、学校施設耐震診断補助金627万9,000円でございます。これにつきましては、加悦中学校と橋立中学校の耐震診断に対します国土交通省の補助金でございます。

先ほど申し上げましたように、小学校と同様に補助率につきましては補助対象事業費の3分の1でございますが、中でも橋立中学校につきましては、同じ国土交通省の補助金の制度ではございますが、ちょっとその制度の中身が異なっておりますので、橋立中学校につきましては、補助率が2分の1ということで、ご報告をさせていただいております。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。

38ページから39ページにつきましては、教育費の府の補助金でございます。

備考の欄のところをご覧くださいますと、小学校費の補助金でございますが、岩屋小学校下水道接続事業費補助金257万4,000円、それからその下の小学校プール改修事業費補助金418万5,000円。この小学校のプールにつきましては与謝小学校ですとか、それから旧野田川で申し上げますと岩屋小学校、あるいは市場小学校、石川小学校、三河内小学校、そういったプールの補助金を改修しました事業費に対しまして、補助金を受け入れたものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

45ページの一番下でございますが、備考の欄をご覧くださいますと、公共施設建設整備基金繰入金1,874万1,750円と、この金額を支出をしております。これにつきましては、男山地区公民館の建設事業に、この繰入金を充当したという金額でございます。

次に、50ページ、51ページをお開きください。

これは雑入の部分でございますが、51ページの下から2段目に、自治宝くじ助成金（公民館整備分）6,300万円ちょうど。この自治宝くじにつきましては、男山地区公民館の建設費に宝くじを受け入れたものでございます。

続きまして、今度は歳出でございますが、ページが飛びますが270ページ、271ページをお開きください。

中ほどに小学校施設整備事業というくくりを掲載をしておりますが、耐震診断調査委託料としまして、546万円を支出をしております。これは岩滝小学校の普通教室の耐震診断をしました委託料でございます。これで町内の小学校、中学校の学校施設にかかります耐震診断は、平成18年度で終了したというものでございます。

もう1つ下ですが、設計委託料としまして877万8,000円を支出をしております。これは今年度、平成19年度に耐震補強工事に着手をするために、実施設計を業者委託をしました。その設計の委託料でございます。

それから15節の工事請負費の中で、小学校施設耐震補強工事3,664万1,850円でございますが、これは加悦小学校の屋内運動場、いわゆる体育館と、岩滝小学校の普通教室棟の耐震補強工事の支出をした額でございます。

その下の小学校プール等の改修工事費の1,510万6,350円は、先ほど歳入のところ補助金の受け入れをご説明をさせていただきましたが、そういった補助金を受けまして、そしてプールの改修工事を実施をしたというものでございます。

それから278ページ、279ページをお開きください。

278、279ページでございますが、中ほどより下に中学校施設整備事業のくくりがございます。ここで13節の委託料でございますが、耐震診断調査委託料としまして1,281万円を支出しております。これは加悦中学校の校舎及び屋内運動場、いわゆる体育館の耐震診断調査委託料を支出したものでございます。

それから、その下の15節の工事請負費につきましては、これは直接耐震補強工事には関係ございませんが、加悦中学校の消防設備を改修した工事費ですとか、それから江陽中学校につきましては管理棟の転落防止柵などを設置した工事費でございます。

それから、その下の中学校組合負担金でございますが、19節、負担金補助及び交付金でございます。与謝野町宮津市中学校組合負担金としまして6,742万5,014円、この金額につきましては、与謝野町が中学校組合に対しまして負担をする金額でございます。

次に、296ページ、297ページをお開きください。

297ページのちょうど中ほどより下に掲載をしておりますが、地区公民館整備事業費の中で、13節委託料の設計監理委託料、これは男山公民館にかかります設計監理業務等の委託料でございます。これが294万8,400円でございます。

それから、その下の15節の工事請負費でございますが、8,119万3,350円でございます。これも男山公民館にかかります解体工事費ですとか、それから造成をしました工事費、そして建物を新築しました工事費、その合計が8,119万3,350円支出をしておるということでございます。

その下の13節の備品費、その他備品というふうに書いておりますが495万5,475円、この備品費につきましては、男山公民館の備品費として支出をしております。

それから最後になりますが、ずっとページが飛びまして、326ページ、327ページをお開きください。

327ページの下段に掲載をしておりますが、給食センターの施設設備事業としまして、給食センターの中で18年度の主だった工事ということで、15節、工事請負費におきましては149万1,000円を支出をしております。この金額につきましては、センター内の防虫対策工事ですとか、食品庫を改修した工事費でございます。

それから18節の備品購入費でございますが、1,773万2,400円を支出をしておりますが、一番最後の下の段に書いておりますように、機械器具費としまして、いわゆる連続フライヤーと言いまして、天ぷらと言いますかフライをするあの機械ですとか、それから真空冷却機、ゆでたものを急速に冷やす機械ですとか、それからさいの目カッターと言いまして、材料を細かく細断すると言いますか細かく切る、主にはそういった機械器具を購入し、そのために支出をした金額でございます。

以上、教育総務課所管の特徴的な部分をご説明をさせていただきました。

議長（糸井満雄） 土田教育推進課長。

教育推進課長（土田清司） それでは、続いて教育推進課所管分をご説明いたします。

歳入からご説明いたします。33ページをお開きください。

一番上の段でございます。13款、国庫支出金、2項、国庫補助金、9目、教育費国庫補助金、国宝重要文化財等保存整備費補助金でございます。これは岩滝の大風呂南一号墓出土品保存拾遺

事業と、加悦の伝統的建造物群保存地区対策事業分でございます。どちらも補助率は、事業費の2分の1でございます。この2つの事業は、府の補助金もいただいております。

40ページから41ページをお開きください。上から2段目に、文化財保護費補助金として、事業費の4分の1を受け入れております。

続いて、歳出の主なものを申し上げます。

264から265ページをお開きください。

外国青年招致費で2名のALT、英語指導助手を採用し、中学校の英語指導に当たっております。

次のページのCIR、国際交流員事業では1名を採用し、国際交流事業や英会話教室、小学校や幼稚園で国際理解教育を行っております。

同ページの中段からは小学校費で、管理運営事業のうち8節の報償費は、医師等謝礼として学校医、学校歯科医、薬剤師への報償分でございます。

次に、269ページをお開きください。

下段の14節の使用料及び賃借料の借上料756万円でございます。これは市場小学校の校舎レンタル料で、月額63万円というふうになっております。19年度9月で60カ月のレンタル期間が終了いたします。

次に、271ページをお開きください。

一番上の18節、備品購入費の機械器具費は、総務課長からもありましたように、全小学校にAEDを設置したものでございます。

同じページの自校給食事業は、岩滝小学校の学校給食分でございます。

273ページをお開きください。

中段より下、小学校情報教育推進事業の14節、使用料及び賃借料は、旧小学校、286台の児童用パソコンのレンタルリース料でございます。

次に、279ページをお開きください。

中学校費で、18節、備品購入費の機械器具費は、先ほどもありましたように、2中学校へのAED設置費でございます。

次に、281ページをお開きください。

中学校情報教育推進事業の14節、使用料及び賃借料は、2中学校、84台の生徒用パソコンのレンタルリース料でございます。

それから続いて社会教育費で、289ページをお開きください。

上段の地域子供教育推進事業は、岩滝地域子供教室で5教室、延べ933名の参加数というふうになっております。

続いてその下の段、子供自然体験事業は、町内小学生50名と高校生ボランティア10名の参加で、サマーキャンプを実施した分でございます。

続いて、291ページをお開きください。

成人式開催事業は、わーくぱるで250名の出席者で実施をいたしました。

次に、公民館費で299ページをお開きください。

13節、委託料は、地区公民館活動推進モデル事業として、加悦奥、金屋、温江の3地区公民

館で、各25万円の委託料でございます。

次に、文化財保護費で、303ページをお開きください。

文化資料補助事業の19節、負補交、これは町指定文化財5件を補助をいたした分でございます。

その下段の資料編さん委員会運営事業は、旧加悦町の町史編さん事業資料編、第1巻の作成費にかかる経費でございます。

次に、305ページをお開きください。

伝統的建造物群保存対策事業の13節、委託料では、加悦の伝建地区の建物台帳と図面を作成したものでございます。

19節、負補交の補助金は、歳入でご説明しましたように伝建地区の保存修理5件で、832万7,000円の補助額というふうになっております。

次に、306ページをお開きください。

図書館費で18節、備品購入費544万9,440円は、本、視聴覚教材を含めると3,686冊を購入しました。18年度末で蔵書数は8万3,246冊になります。

次に、教育文化施設の管理費でございます。

311ページをお開きください。

古墳公園の13節、委託料でございます。これについては指定管理者制度を採用しております。椿文化資料館、旧尾藤家も同様でございます。

次に、保健体育費で、317ページをお開きください。

下段の社会体育団体育成事業として、ジュニアスポーツ団体連絡協議会と体育協会への補助を行い、体育協会には3年計画でユニフォーム作成補助として、130万円の特別補助を行っております。

次に、319ページをお開きください。

中段のスポーツイベント開催事業として、大江山登山マラソンへの補助を行い、514名の参加者で10月8日に開催をされました。

次に、321ページをお開きください。

大江山運動公園管理運営事業の15節、工事請負費では、雷対策として避雷針を設置し、野田川グラウンド管理運営事業では、バックネットの新設工事を行いました。

それから、325ページを開きください。

城山公園テニスコート管理運営事業では、コート2面の補修工事を実施いたしました。

以上が、教育推進課所管の決算説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） それでは、水道課所管分の簡易水道特別会計決算からご説明を申し上げます。

歳入総額11億4,594万2,190円、歳出総額11億2,093万872円、歳入歳出差引残額は2,501万1,318円となっております。

歳入からご説明いたします。

決算書の360ページ、361ページをお開きください。

1 款の使用料及び手数料であります。第 1 節、現年度分の収入済額 3 億 2, 3 7 7 万 5, 2 9 0 円、収納率は 9 9 . 6 0 % で、前年度対比 1, 0 4 9 万 3, 1 7 1 円の増となっております。これにつきましては、合併によりまして使用料を改定したこと、収納率が 3 . 3 3 % アップしたことによります。

2 節の滞納繰越分の収入済額、4 3 6 万 2, 5 8 3 円、収納率は 3 1 . 4 7 % で、前年度対比が 2 8 2 万 4, 3 2 1 円の増となっております。収納率は 1 6 . 2 1 % のアップによるものであります。

続きまして、2 款の国庫支出金であります。3 簡易水道施設の簡易水道補助金と合併市町村補助金を受け入れております。

3 款の府支出金ですが、府の補助金を 5 年分割で交付金として受け入れをしております。

次のページ、5 款の繰入金ですが、一般会計から 5, 6 5 6 万円を繰り入れをいただいております。

7 款の諸収入、1 節、雑入は、下水道関連排水管敷設替工事費の補償金、下水道検針委託金、めくっていただきまして消費税の還付金、建物自動車共済金等で 2, 1 3 7 万 9, 3 7 6 円の収入となっております。

8 款の町債につきましては、簡易水道事業債 5 億 8, 6 2 0 万円を借入れをしております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

1 款の総務費では、職員の人件費と事務諸費を執行をしております。

次のページの 3 6 8 ページ、3 6 9 ページで、2 目の財政管理費、2 5 節、積立金につきましては、減債基金に 3 5 4 万 9, 9 9 8 円、財政調整基金に 7 0 3 万 7, 3 6 4 円を、それぞれ積み立てをしております。

2 款、維持管理費は、各浄水場の維持管理費を支出しております。

3 款の改良費につきましては、先ほど歳入で申し上げましたとおり、1 5 節の工事請負費では、3 簡易水道施設の改良工事費と、下水道関連排水管の敷設替工事を執行しております。

1 7 節の公有財産購入費につきましては、土地開発公社の返済金に 1, 0 0 0 万円を執行したものであります。

以上が、簡易水道特別会計の説明とさせていただきます。

続きまして、与謝野町水道事業会計決算について、ご説明申し上げます。

ページは、5 9 0 ページをお開きください。

収益的収入及び支出であります。収益的収入総額 1 億 5, 7 8 9 万 8, 7 9 3 万円に対しまして、収益的支出総額 1 億 6, 7 2 5 万 2 1 8 円となりまして、決算書の 5 9 4 ページの損益を計算しますと、純損失は 1, 1 1 4 万 7, 0 1 5 円となります。この損失につきましては、決算書の 5 9 5 ページの剰余金計算書に記載しておりますとおり、資本剰余金の工事負担金の繰り入れによって欠損金の処理を行うものでございます。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書に戻っていただきまして、5 9 2 ページをご覧ください。

資本的収入総額 1, 4 4 2 万 3, 0 0 0 円に対しまして、資本的支出総額 7, 4 6 3 万 5, 9 1 5 円で、不足する額が 6, 0 2 1 万 2, 9 1 5 円となります。不足額につきましては、

決算書の622ページ、一番最後になりますが、補てん財源明細書のとおり損益勘定留保資金の5,841万7,325円、及び消費税資本的収支調整額179万5,590万円で補てんをいたしました。

収入につきましては、企業債と下水道移設補償工事に伴います分担金を、下水道特別会計より受け入れをしております。支出につきましては、工事費の精算金と企業債の償還金でございます。

なお、決算参考資料73ページから76ページに、前年度比較表なり、収納状況を掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

以上、まことに簡単な説明であります。十分ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） それでは最後でございますが、下水道課所管分について、ご説明を申し上げます。

まず、決算書の159ページをお開きください。

一般会計分でございますが、中ほどの浄化槽設置整備事業で、浄化槽設置整備事業補助金、これは対象が1件分でございますが、75万6,000円を支出いたしております。

なお、この分に対します国、府の補助金でございますが、それぞれ14万7,000円ずつ歳入で受け入れをいたしております。

続きまして、下水道特別会計について、ご説明を申し上げます。

決算書の394、395ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金、1目、分担金の現年度と滞納繰越分を合わせた調定額は、7,943万7,470円で、収入済額は5,194万2,290円、未済額は2,749万5,180円でございます。

2項、負担金、1目、負担金の現年度と滞納繰越分を合わせた調定額は、2,349万8,110円で、収入済額は1,686万1,310円、未収額は663万6,800円でございます。

分担金と負担金を合わせました翌年度に繰り越します滞納繰越分は、前年より419万1,580円増の3,413万1,980円となるものでございます。

次に、2款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、使用料の現年度と滞納繰越分を合わせた調定額は、1億8,180万2,976円で、収入済額は1億7,762万5,386円、未収額は417万7,590円で、翌年度に繰り越します滞納繰越分は、前年度より127万6,391円の減となっております。

次に、3款、国庫補助金では、国庫補助金を前年と同額の2億6,000万円受け入れをしております。

次に、歳出をご説明を申し上げます。

408、409ページをお開き願います。

3款、事業費、1項、下水道費、1目、公共下水道建設事業費、15節、工事請負費は全体で6億6,053万1,900円を執行いたしております。内訳では、決算参考資料でも上げてお

りますが、管渠工事等の工事を30本を執行いたしております。

これらに伴いまして、平成18年度末の面整備の状況でございますが、計画区域面積904.7ヘクタール中、処理面積637.2ヘクタールで、面積普及率は70.4%となるものでございます。また、人口普及率では、行政人口2万4,321人中、処理人口は1万9,769人で、81.3%となっております。水洗化率につきましては処理人口、先ほどの1万9,769人中、水洗化人口は1万1,594人で、水洗化率は58.6%となっております。

次に、22節、補償補てん及び賠償金1,401万6,600円でございますが、これは下水道関連排水管敷設替に伴う補償費でございます。

続きまして、農業集落排水特別会計について、ご説明を申し上げます。

422、423ページをお開き願います。

4款、府支出金では、農業集落排水事業推進交付金を410万円受け入れをしております。

次に、歳出でございますが、426、427ページをお開き願います。

1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、13節、委託料でございますが、これは温江地区の農業集落排水事業採択に向けて必要となります、田園環境整備マスタープランの作成業務委託料で、48万3,000円の支出をいたしております。

2目、財政管理費は、歳入で申し上げました府の交付金を、利子分合わせまして減債基金に411万3,177円積み立てを行っております。

このほかは維持管理等でございますので、特に申し上げることはございません。

以上、まことに簡単でございますが、説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

議 長（糸井満雄） 以上、各課長からの説明は終わりました。

本案についても、本日は提案説明のみにとどめます。

あらかじめ申し上げます。

本日は議事の都合によりまして、5時以降も会議を続行いたしますので、お含みおき願いたいと思います。

次に、監査委員から決算監査の結果報告を求めます。

足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 議会選出の有吉監査委員さんとともに、8月20日から8月30日までの間、平成18年度の決算について審査をさせていただきました。けさほど机の上に対該意見について書類で写しを配付していただいておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

若干補足をさせていただきます。

皆さん方ご承知のように、合併後、非常に残念な刑事事件が発生をいたしました。今回決算審査に当たりまして、若干突っ込んだ審査をさせていただきました。事業を数件ピックアップをいたしまして、そして工事の発注から現場完成に至るまで一連の流れを、全部とはいきませんが見せていただきました。そして町長が押印をされております予定価格なんかも、監査委員の権限で中を拝見させていただくというようなこともさせていただきました。

また、細かいことではございますけれども、公金の動きを見るというような審査もさせていた

できました。くみ取り手数料を収納してから金融機関に入るまでどのような流れになるのか、どこに保管されているのか、また、最終処分場の使用料の収入、クアハウスの使用料、給食の実費徴収金、こういったものを見せていただきました。

一応適正というように認めただけでありますけれども、盗難に遭ったり、また不正が起きるといような可能性のあるものについては、方法を改めるように各担当課をお願いをさせていただいたところでございます。

与謝野町が合併をいたしましてから、1年半が経過いたしました。平成18年度の決算は、初めて通年決算を打つというふうなことになるわけでありまして、新町の制度や施策、それから事業なんかにつきましては、合併協議で明らかにされたり、それからPR誌、パンフレット、それからまた町政懇談会、こういったものを通して、相当町民の皆さん方にはPRに努めていただいたわけでありまして、町民の側からしますと、1年を通して初めてそれに直面するといようなことから、こんな制度になったのかなといような反響なり、制度に対する声はかなり上がったのではないだろうかといように推測をいたしております。

地域振興課の皆さん方にお聞きしますと、分庁方式で自分の庁舎にない機能を地域振興課が担うといような形になったわけでありまして、目立ったトラブルはなかったといような声を聞かせていただいておりますが、果たして町民の側から見て、本当にそうだったのかどうかといような気になるところがございます。

やはり1年を経過した今、新町になって町民の皆さん方が本当に合併してよかったと、そしてまた制度もよかったと、事業もよいといようなように評価されているものかどうかといようなところについて、つぶさに調査をしていただきまして、この意見書に書いておりますように合併による融合、それから一体性、こういったものが一日も早く構築されますように、心から祈念をいたすところでございます。

それから最後におわびを申し上げたいと思うんですが、この本定例会の開会が若干早くなったといようなことから、議運の方に、この意見書の提出を決算審議の始まる直前にまで延ばしてほしいとい気まますを申し上げた経過がございまして、よくよく考えてみますとタイミングとして、今この席で申し上げなければならなかったわけでありまして、議運の皆さん方に大変ご迷惑をおかけしました点につきましてはおわびをさせていただき、決算監査をさせていただきました意見の補足説明とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 以上で、監査委員の監査報告を終わります。

5時を延びると申しましたけれども、ちょうど5時に終わることになりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、9月14日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

本日は、大変ご苦労さんでございました。

（散会 午後 4時59分）